

第四十二回
国会

参議院地方行政、災害対策特別委員会連合審査会會議録第一号

昭和三十七年八月二十九日(水曜日)
午後二時三分開会

委員氏名

地方行政委員

委員長 石谷 憲男君
理事 小林 武治君
理事 西田 信一君
理事 秋山 長造君
理事 市川 房枝君
理事 小沢久太郎君
理事 上林 忠次君
理事 西郷吉之助君
理事 園木 登君
理事 館 哲二君
理事 鍋島 直紹君
理事 安井 謙君
理事 湯澤三千男君
理事 占部 秀男君
理事 鈴木 壽君
理事 林 虎雄君
理事 松澤 兼人君
理事 松本 賢一君
理事 鈴木 一弘君
理事 基 政七君

災害対策特別委員

委員長 辻 武壽君
理事 藤野 繁雄君
理事 米田 正文君
理事 田中 一君
理事 村尾 重雄君
理事 天竺 良吉君
理事 井川 伊平君
理事 稲浦 鹿藏君
理事 久保 勘一君

出席者は左の通り。
地方行政委員

委員長

理事

鍋島 直紹君
温水 三郎君
林田 正治君
村上 春藏君
森部 隆輔君
杉山善太郎君
林 虎雄君
吉田忠三郎君
渡辺 勘吉君
小林 篤一君
須藤 五郎君

委員

石谷 憲男君
小林 武治君
西田 信一君
秋山 長造君
市川 房枝君
西郷吉之助君
館 哲二君
鍋島 直紹君
湯澤三千男君
占部 秀男君
鈴木 壽君
林 虎雄君
松澤 兼人君
松本 賢一君
鈴木 一弘君
基 政七君
辻 武壽君
藤野 繁雄君
米田 正文君

委員

政府委員

内閣総理大臣

官房審議室長

総務府総務局長

大蔵省主計局長

農林省農地局長

通商産業省鉱山保安局長

建設省河川局長

建設省住宅局長

自治省財政局長

事務局長

常任委員

会専門員

説明員

大蔵大臣官房

大蔵省主計局主計官

厚生省社会局施設課長

建設省河川局長

田中 一君
村尾 重雄君
井川 伊平君
鍋島 直紹君
林田 正治君
森部 隆輔君
杉山善太郎君
林 虎雄君
吉田忠三郎君
小林 篤一君
須藤 五郎君
江守堅太郎君
古屋 亨君
上林 英男君
庄野五一郎君
八谷 芳裕君
松澤 兼人君
山内 一郎君
関盛 吉雄君
藤田 義光君
奥野 誠亮君
鈴木 武君
宮崎 仁君
高柳 忠夫君
瀬戸新太郎君
鮎川 幸雄君

本日の会議に付した案件
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案(第四十回国会内閣提出衆議院送付)

「農林委員長石谷憲男君委員長席に着く」
○委員長(石谷憲男君) ただいまから地方行政、災害対策特別委員会連合審査会を開会いたします。

前例によりまして私が委員長の職務を行ないます。
これより激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案について質疑を行ないます。

質疑は、特別委員の方を優先して行なうことといたしまして、通告順に行ないたいと存じます。また、通告した方の御発言が全部終わりましたから、なお時間がございまして、自由に御質疑をいただきます。

なお、本連合審査会はおおよそ五時ごろまでに終了したいと存じますので、この点あらかじめ御協力をお願いいたします。

それでは、これより質疑を行ないます。

政府からは、総務府総務副長官古屋亨君、内閣総理大臣官房審議室参事官島村忠男君、大蔵省主計局主計官高柳忠夫君、建設省住宅総務課長沖達男君、同じく河川局長鮎川幸雄君、自

治省財政局長奥野誠亮君、農林省農地局参事官田新治君が参っております。藤野君。

○藤野繁雄君 私は、激甚災害の指定基準についてまず最初にお伺いをしたいと思うのであります。災害をこうむった都道府県または市町村が特別の財政援助を受けるためには、法律第二条第一項の規定によつて指定が必要であると規定してあるものであります。その規定の基準を見てみますと、

と、「国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害が発生した場合」というふう

に抽象的に規定されておるのであります。どう運用されるかが明らかでないのであります。

ひるがえつて過去の災害の実情を見てみますと、災害には風水害あり、長雨あり、集中豪雨あり、地震あり、噴火あり、干害あり、冷害あり、各種各様であるのであります。それで弾力的な運用が望まれるのであります

が、特に必要と認められる災害というのは、どんな基準でこれを定めようとしておられるのであるか、具体的に承りたいと思つております。

なお、過去十カ年近くの間の特別立法から考へてみますと、特別立法の先例があるのであります。たとえば被害総額だけをとっていかれるのであるか。今回の特別法ができるのであるから、先例以上に有利なように運用していかなくちゃいけないと思つ

のでありますが、これらの点についてお伺いしたいと思うのであります。

○政府委員（古塵亨著） お答えいたします。

次に、第二条第一項の「國民經濟に著しい影響を及ぼし」というようなことが書いてあるのでありますが、これは具體的に言つたらばどういふふうな

か、または数災害があったならば、その数災害を合わせて計算されるのであるか。これは非常に数回災害をこうおぼるところは疑問にしているのであります。

標準税収入だけを基準とせずして、いまだ少しく弾力性のあるように勘案すべきであると思うのでありますが、これがどうであるか。

いせんか。

○政府委員(古屋亨君) この点は、これから政令の作成にあたりましては、

被災災害の指定にあたりましては、あらかじめ適切妥当な基準を定めましてこれを指定することが最も望ましい

ものであるか、御説明をお願いしたい
と思うのであります。

すが、これを明らかにしてもらいたい
と思うのであります。

次に、激甚災害特例における超過累進方式の公共事業、今資料をだしてい

も国家財政の状況その他を勘案いたし

ことはございます。この点につきましては、中央防災会議におきまして検討が行なわれるものと承知しておりますのでございますが、指定の実績を積み重ねながら、慎重精密な作業を進めて参りたいと考えております。お話のように、災害の態様はさまざま多岐にわたる

○政府委員(古屋亨吉) 第一の点につ
きましては、全くお話のとおりでござ
います。これを公平に、慎重に措置を
いたしたいと考えておりまして、いや
しくもそれによって不公平なことが起
こらないように、十分注意して参る所
存でございます。

○政府委員(古屋亨君) 激しい災害が生じましたとして、一団といたしました。著しくそれが激甚である場合におきましては、包括して一個の激しい災害として指定する考えでございます。その他の場合におきましては、中央防災会議の識にもよるのでございますが、でき

業の激甚団体の指定によつて見まするものと
いうと、「当該地方公共団体の上記
事業別地方負担額の合計額が当該団体
の標準税収入の県にあっては二〇〇%
を、市町村にあっては一〇%を越える
団体を激甚県、市町村として指定す

まして、慎重に御趣旨の趣旨を考えたつ
つ事務的に研究と申しますか、措置を
いたしたいと考へておる次第でございます。
ます。

○鍋島直紹君 関連質問。ただいまの
藤野議員の御質問に関連して申し上げ
たいと思います。

でございますので、さしあたりは既往の実績を尊重しつつ適切な措置を進めて参りたいと思ひまして、現在中央防災会議を近く開催されることになると思ひますので、その準備をいたしておるのでございまして、実はお話の被害総額の金額を中心にいくか、あるいは

それから第二の御質問の一國民総論に著しい影響を及ぼし、という言葉につきまして御質問がございましたが、やはりこの激甚災害の性格から考えまして、一般社会経済におきまして、非常にこういような、法律案で考えておきますようなこういう措置を当然

考えておられます。今の、ちょっとあいまいであつたが、激甚災害として指定されるですれ、第一が。また第二も激甚災害として指定される場合に、個々に沿つて参るように努力をいたしたいと考えておられます。

る。「こういうふうになっているのであります。しこうして、衆議院における附帯決議によって見まするといふと、都道府県においては二〇％というのが一五％ないし二〇％、市町村にあっては五％ないし一〇％となっているのであります。この衆議院の附帯

二〇%の率、市町村にあっては、
%の率であります。その下の累進率
の点は、県の場合をいいますと、二
%でありながら、現実には累進率は
%から累進されることになっておる。
市町村の場合は、一〇%で激甚地の
定をして、現実には五%から累進さ

は人、物的被害を中心にいくのか、いろいろの考え方がございますが、これは実情をよく検討いたしましたして、中央防災会議の意見も聞きまして慎重に定めて参りたい、かように考えておる次第でございます。

○藤野繁雄君 次に、同条の第二項に

必要としたします」ということを、国民経済的な観点から考えまして、この法をそういう点から考えまして適用するが適當であるという場合には指定したいのでありまして、一般の法律以外に、前の母法以外に非常に激甚であるということが当然考えられる、しか

やられるのであるが、財政援助をやられる場合においては最後には含わせてやられるのであるが、これを明らかにしてもらいたいということなんです。

○政府委員（古原亨君） 同一年度内に
おきましてそういう災害が連続して発

決議に対する政府の見解はどうされたのであるかこれをあわせてお尋ねしたいと思うのであります。

○政府委員(古屋亨君) 第一の問題は、大蔵当局から御説明いたしますが、たゞいまお話の衆議院の附帯決議の問題でございまして、総務長官から

ることになっておる。それだけのことだと思ひます。しかし、要するに、厚の場合を例にとると、これを実行していく場合、現実に負担額が標準税収入の一七・八%—二〇%に満たないというような場合においては、全然累進率が課せられない。したがって、この薄

よって見ますというと、当該災害を激甚災害として政令で指定する、こう書いてあるのであります。被害者の側から考えてみますというと、同一程度の被害であるのに、一方のほうは特別法の適用を受け、一方のほうは適用を受けないというような不公平がある。

○藤野繁雄君　次には、指定激甚災害も国民経済上にそれが非常に影響を及ぼすという点をしほりまして、そういうような場合には政令によりまして激甚災害としてその地域をその災害の名称によりまして指定をいたしたいと考へておる次第でございます。

生いたしまして、一団として激しい場合には、包括して指定をしたいと考えております。

○藤野繁雄君 次は、第三条第一項の問題であります。第三條第一項本文の「政令で定める基準」であります。第三条と第四条の規定は、地方

その際に、附帯決議の御趣旨を十分尊重いたしましたして政令の決定には慎重に当たりたいということを申し上げておきますので、その趣旨に沿ひまして十分政令の決定につきましては慎重に措置をいたすつもりでございます。

○藤野繁雄君　今のお話によるとい

ここにギャップが県の場合においても市町村の場合においても出てきて、指定する際非常に摩擦が生じやせぬか。さらに、現実の問題として、地方公共団体であまりにもそれに近い災害の点と激甚地指定をされた公共団体との差が

ではないかと思ひのであります。が、
そういうふうな場合に、そういうふう
な不公平がないように運用すべきであ
ると思ひのあります。どうお考え
であるか。

が同一地域に重複して起こる、こういうふうなことがあると考えるのであります。そういうふうな場合においては、財政援助の額等の算定というものは、各災害ごとに計算されるのである

から行なりようになつてゐるようによつて考
えられるのであります。その考え方は
妥当であると考えるのであります。が、
特別財政援助額を算定される場合に、

と、政府の原案は、都道府県にあっては二〇％、市町村にあっては一〇％と、いうのを、衆議院の附帯決議を尊重してやるということであれば、それは政府の案よりも拡大して財政援助をやる

いろいろトラブルが起きやしないか。こ
ういう点について一応この基準をき
められた場合においてお考えになつて
おられるかどうか。これに対する措置
をある程度寛大にしながら、目的は妥

害復旧をうんとやりたいという趣旨の法律なんです。多分何かここにギャップが出てきたときにひとつ政府のほうで考慮する余地があるのかどうか、この点どういうふうにお考えであるかというところが第一点。

第一点は、過去の災害において高率補助が行なわれております。財政援助が行なわれておりますが、それらの実態と合わせて県を二〇%とし、市町村を一〇%として激甚地指定をして高率補助をしていくことに、現実には差があるかどうか。過去の災害とこの尺度を当てはめた場合において、相当の差が出てくるか、ほとんど変わらないのか、あるいは過去より以上に救われる公共団体が多く出てくるのか、この点政府はどういうふうにお考えになっておるか。この二点を御説明をお願いしたいと思います。

○説明員(宮崎仁君) まず第一の点についてお答え申し上げます。今回の方式は御指摘のございましたように、差を上げてございます資料の(2)にありまして、激甚団体の指定、つまり県において標準税率収入の二〇%、市町村は一〇%をこえる場合におきまして団体としての指定が行なわれまして、そしてその指定された団体について(3)にありまして超過累進率を適用して参るわけでありまして、超過累進率につきましては、御指摘のとおり、県であれば一〇%から超過累進率を働かせる、こういうことになっております。この点は二〇%から働かせなければそこに段差がでるではないかという御指摘でございますが、それは御指摘のとおりでございますが、実はこの点は従来の特例方式でありまして、いわゆる激甚地指定とい

うことで指定が行なわれますと、非常に急激に補助率が上るといふ形が多かったわけでございます。たとえば公共土木庫負担法の特例でありまして、激甚地に指定されるという基準は、その団体の災害復旧事業費が標準税率収入の二倍をこえた場合というものが従来の基準でございましたが、そういう形になりましたと、とたんに最低の標準税率収入の二分の一までの事業費につきましても三分の二から八割まで負担率の引き上げが行なわれる。その上の二分の一から一倍までについても九割に引き上げられるというようになつて、非常に急激に引き上げられる形になっておりました。いわば現行制度との落差と申しますか、それが非常に大きかったわけであります。その他のものにつきましても、一般法の場合と特例法の場合とで負担率が変わられてお

りまして、その間はこういう超過累進方式をとっておりませんから、一段階で変わっていくわけでありまして、したがって、そのボーダーラインにおきまして差というものは非常に大きいわけでございます。そういう実績が従来のございましたものを、今回こういうようない形で、比較的なだらかな形で置きかえたわけでありまして、この際にそういういわば不連続的に負担率が上がるという点も、これは従来の特例法の方式として広く行なわれていたものでございまして、全然これを無視するということも必ずしも適当ではなからうという点もございまして、結局従来の方式によりまして場合の災害の財政力に比べてどの程度であるかという点によつての負担のかさ増しの

程度、今回の方式によるかさ増しの程度というものの比較といふふうなものをいろいろやってみました結果、こういう形にいたしました。基準としては二〇%をとるけれども、これに該当した場合には負担率の引き上げのほうは一段下の一〇%から計算を始めていくという形のほうが合理的であろうという点になつたのでございます。市町村についても同様でございます。そういうことでございまして、こういう形で実施して参るといふことになりまして、従来の比へますと、指定された場合、されなかった場合というものの差といひますか、そういうものは非常に縮まって参るわけでありまして、その間隔の差が出ることは御指摘のとおりであります。で、これはまあ特例を適用するといふ形で指定をするわけでございますから、そこに何らか特別のプラスといひますか、それがはつきりしないといふことでも、これはやはり制度としてどうかという議論がございまして、まあこの程度のことでは適当ではないか、こう考えておるわけでございます。

それからこういふ二〇%、一〇%というものの方式並びにこの超過累進率の方式を適用いたしました場合に、過去の災害と比べてどうなつておるかという点でございまして、その関係は差し上げてあります資料の四枚目にその資料をつけてございます。これは昨日御説明をいたしましたかと思ひますが、ちょっと見ていただきますと、「公共災害高上額試算表(昭和三十四年災害について)」という表がございまして、ここに県の場合、市町村の場合について具体的に計算をした実績が書

いてございます。で、県のほうで見ていただきますと、ここに六果ほどの例があげてございまして、三十四年の災害と同様の、全く同じ形のもので起つた場合、今回の計算方式をとつたら、どういふ形になるかというものがこの表でございまして、この県分というほうを見ていただきますと、右から二番目に「34災害高上額」というのがございまして、県別に数字があるが、合計二十四億七千六百万円という数字がございまして、これは三十四年の特例法によつて実際にかさ上げが行なわれた、国庫負担の増額が行なわれた額でございまして、このものに対して今回の方式をかりに適用するといひますと、一番右の「今回案」といふ数字になります。合計といたしましては二十七億八千四百万円という形になる、こういうことでございまして、市町村についても同様でございます。で、ここに計算いたしましたのは二百八十三市町村の場合でございますが、まあ三十四年災の場合に比べて若干今回案のほう为国庫の負担がふえるであろう、こういう形になっております。

○藤野繁雄君 本法が成立いたしましたならば、いつごろ中央防災会議を開いてその意見を聞かれる考えであるか。また、今日までの災害の中でどれを激甚地災害として中央の防災会議に出して意見を求められる考えであるか、これをお伺いしたいと思ふのであります。

○政府委員(古屋亨君) 実は防災会議が、災害基本法の施行令が七月十日から施行されました。七月の十二に防災会議の委員の発令が行なわれております。事務局のほうも次官、局長以下発

令になりました。私の聞いております範囲におきましては、九月になりますと防災会議を開催し、これは失礼ですが、私の考え方を申し上げますからお許しを願いたいと思ひますが、第一回は事務上の問題をどういふふう運営するかといふことをきめていただきます。同時に、九月のうちにもう一回防災会議を開きまして、その際いろいろの指定の問題、そういう問題を行なひたいと考えております。したがって、今日まで発生しておりますいろいろな災害がございまして、これにつきましては十分その前に資料を検討いたしました。そして、その九月の、あとのほうに開かれます防災会議において認定の手続をとっていただきたい、かように考えておる次第でございます。

○藤野繁雄君 そうするといふと、まだそれを激甚災害に指定するかどうかという見当が立っていない、したがって、また、特定の地方公共団体といふふうなものに該当するものは、どの都道府県である、どの市町村であるといふこともわかっていないが、大体の考えがあるかどうか。そうして現在明らかになつているところのものによつてみまするといふと、いつごろまでにこれが決定されるかといふことは、災害を受けた地方公共団体が非常に早いことを望んでおるのであります。しかし、いよいよ指定された場合において、非常に災害が大きかったのにもかかわらず、該当しないというふうなことがあつたならば、これは絵にかいたもちであつて、全く中身がないものになつてしまふのであります。私は、こういうふうな特別法を作つたのでありますから、災害をこうつた地方公共

団体に対しては給にかいたもちじやなくて、実際にその地方が立ち上がるのとができるように運営していかねばならぬと思うのであります。これらの点について、給にかいたもちじやないと思うように運用していただきたいと思つておりますが、この点いかがでございますか。

○政府委員(古屋亨君) 過去あるいは最近にありました災害につきましましては、事務的に査定が済んでいないものもございます。私もはたいたいまのお話の御趣旨をよく念に置きまして、中央防災会議の指定にあたりましては十分検討いたしまして、その立法の趣旨とすることに十分沿うように、弾力ある運用をいたしたい、かように考えておる次第でございます。

○藤野繁雄君 いま一つの例をあげてみますると、三十二災で水害のために田畑を全部流されて、ようやく今年で上がって田植えをした。そうして、私のところはさなぶりというが、田植えを祝いをやったが、翌日は、今度の三十七災によって全部流されてしまった。もう立ち上がる元氣も何もない。こういうふうなものを立ち上がらせるためには、今回のこの法律のようないふものが必要で、五年もかかってで上り上がったものが一朝にしてまた元どおりの状態、十年たたなれば収入がない、こういうふうな状況に陥つた場合において、これを激甚災害の指定の個所にされるようなことができるかどうか、お尋ねしたいと思つております。

○政府委員(古屋亨君) 今のお話を承りまして、私もはこの法の御審議を

いただきます場合に非常に感銘深いものがございます。具体的に、法の実情を調査いたしまして、法の運用はやはり弾力的に行なう必要があると思つたので、十分御趣旨の点を考慮いたしまして、指定にあたりましては慎重な検討をいたしたいと思つておる次第でございます。

○田中一君 関連。今の副長官の答弁、これは逃げ口上を言つていないのですよ。そういう答弁じゃいけないのです、いくら八百長だつて。大体標準収入というものが根幹となつてきているわけなんです。今のような規模のものは激甚地指定にはならないとはきりと言へるはずだと思つておる。今言つておられるのは、三十二災でもって五年たつていよいよ復旧したと、その部分を言つておられるので、三十二災の規模というものがわからないならば、それはできない。同じようなケースが今後ともありますよ。区域できめていくのか、何でもきめていくのか。今のような形じゃそれは激甚地指定にならないといふことにならざるを得ないと思つておるが、その点はどうか。

○説明員(宮崎仁君) 午前中にも若干議論のあったところでありますが、今、副長官のお話がございますのは、第二条のいわゆる激甚災害の指定の問題、これにつきましては、今お話をございましたようなことで、具体的にはこれから中央防災会議で方針がきめられていく、こういうことになるわけでありまして、その際に、この第二条の規定としては、「国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者

に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害」これを具体的にどう定めるかというふうな問題になるわけでありまして、もちろんその地方の財政というふうな問題も非常に問題になるかと思つておるが、まあ「国民経済に著しい影響を及ぼし」というようなことから推察されますと、これは災害の指定でございますから、従来の議論になつたような、災害全体の被害の大ききだとか、そういうふうなことが、あるいは場合によりまして、災害により人的な損害であるとか、というふうなことが災害の程度をはかる目安として出てくるわけでありまして、そういうことで激甚災害として指定された後に、おきまして、たとえば第三条から始まります公共土木関係、土木施設その他の公共災害、こういうものの条項を適用していくにあたりまして、財政力といふことが、財政力と地方負担といふ問題が出てくるわけでありまして、したがって、問題としましては、まず災害の指定が行なわれるかどうかということがまず第一段階。災害の指定が行なわれた後に、どういふ公共土木関係が今度はいわゆる第三条という特別の措置を受けられる団体として指定されるか、こういうことになつて参るわけでありまして、第三条のほうの問題として考へて参りますれば、これは標準税率と事業と問題でありまして、場合によりまして、現在、前に発生した災害についても、たとえば査定事業費等の推定が大体行なわれておるとするならば、それから大ざっぱな見当はつけられることと思つております。具体的に、それじゃどうなつております

かつまじらかにしておりませんけれども、そういう関係にあります。

○田中一君 それじゃ具体的にどういふものを示すのか、だれでもいいです、河川局でもいいし、農地局でも、どこでもいいから、ひとつ説明して下さい。どういふ規模のものは特別なものとして指定されるというもののなか、その例を示して下さい。そんなに防災会議が勝手にものをきめられるものじゃないです、どういふふうな……

○説明員(宮崎仁君) ただいま、具体的にどういふものをいうかということについてのお答えを先ほどから申し上げておるわけでございます。これからは、実際は中央防災会議を中心に見ていくのだというものが結論なのでございますが、ただ申し上げられますことは、この法律を基礎として既往の災害特例法というものを背景にして、今回のものができておるわけでございます。それから、したがって、伊勢湾台風であるとかあるいは第二室戸台風であるとか、そういうふうな実際の相当広範に特例法ができたような災害といふようなものと同じようなものが起これば、これは当然こういうものが起こるべきであらうと、こういうふうな御了承願つて……これはないかと思つたが、何しろここに書いてあります条文からわかりますように、相当広範囲にわたりますので、それを具体的にどうきめて参るかといふことは、これからきめていくことになるわけでありまして、

○田中一君 それは、中央防災会議でどういふものをきめるということは、これからの問題だということはおわかります。われわれが今まで遭遇して

る災害というものは、われわれの頭に一つのスケールが描かれてあるのです。じゃ、過去のどういふものがあるに該当するかどうかというのの例示ぐらゐはできるはずですよ。ただ、災害対策基本法によるところの激甚地指定という一番中心の、地方公共団体が一番はしがっている法律が今度出たわけですから、どんなものを想定して中央防災会議が考へておるか、今総務副長官が言つておられるように、そういうふうな特別のものは今後考へるというけれども、考へられますか。今のような三十二年災が五年たつてやつと復旧したところが、三十七年災でもってそれがまた流失したという一つの、藤野委員が言つておられるところの対象といふものが将来考へられるのですか。それは今質問しているような災害が考へられるのですか、激甚地指定といふ場合に、規模とかそれらのものが該当しないような場合には、該当する場合には当然指定されるんですよ。法律によつて該当しない場合には考へるなんてことは困るんですよ。

○政府委員(古屋亨君) ただいまのお話の点、私申し上げましたのは、法の運用につきましまして弾力的に、具体的事象をよく検討しまして弾力的に運用したいと、私の先ほど氣勢を申し上げた次第でございます。具体的にはそういう事象をよく検討してから、それによりまして当たらるか当たらないかといふことをきめて参りたいという気持ち、弾力的に運用したいということをお申し上げた次第でございます。具体的個々の問題につきましましては十分慎重に当たつて、特に最初に申し上げましたように、基準というものは、もち

ろ、われわれが描かれてあるもので、過去のどういふものがあるに該当するかどうかというのの例示ぐらゐはできるはずですよ。ただ、災害対策基本法によるところの激甚地指定という一番中心の、地方公共団体が一番はしがっている法律が今度出たわけですから、どんなものを想定して中央防災会議が考へておるか、今総務副長官が言つておられるように、そういうふうな特別のものは今後考へるというけれども、考へられますか。今のような三十二年災が五年たつてやつと復旧したところが、三十七年災でもってそれがまた流失したという一つの、藤野委員が言つておられるところの対象といふものが将来考へられるのですか。それは今質問しているような災害が考へられるのですか、激甚地指定といふ場合に、規模とかそれらのものが該当しないような場合には、該当する場合には当然指定されるんですよ。法律によつて該当しない場合には考へるなんてことは困るんですよ。

ろん基準はあるべきでありますから、いろいろ積み上げ方式その他検討して参らなければなりません。そういう意味で、その検討にあたりましては弾力的によく考えていきたいという私の気持ちを申し上げた次第でございます。したがって、具体的事象につきましては十分検討いたしまして、そして個々の事象について全然該当しないというふうにも考えられませんか、十分その点は今の事象につきましてよく検討いたしまして、弾力的に運営していきたいという私の気持ちを申し上げたのであります。今当たらるか当たらないかと仰せになりますと、非常に私も直接事象につきまして認識がございませんので、一般的な標準としてそういうことを考えておるということをして申し上げたいということを御了承願いたいと思います。

○田中一君 藤野委員がそれで満足するならいい。私は満足しない。藤野委員が満足しているらしいならば、それでけっこうです。

○藤野繁雄君 満足はしないけれども、次に進みます。

次は堆積土砂の排除事業なんです。法律第三條の第十二号によってみますと、「激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下「堆積土砂」という）の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの」こういうふうになつてゐるのであります。政令で定めるところの程度をまずどういふふうに考えておられるのであるか。

続いて長崎県江迎地区の地すべりは、その被害が激甚であるということに御承知のとおりであるのであります。しこうして、この被害の状況については私の手元には自民党から集中豪雨災害視察報告書をして報告になつておるのであります。その一節を見てみまするといふと、三百立方メートルの堆積されたボタ山の土砂が江迎川の本流を越え、炭坑住宅、変電所、国鉄津島駅を埋没し、さらに二級国道佐世保・唐津線等その沿道の商店街、炭住等二百一世帯を一瞬にして押し流した、こういうふうな国道も、それから汽車の線路も一瞬にして流されたのであります。それが、そうしてこれは自衛隊の昼夜兼行の作業によって国道はようやく通すようになり、汽車は急遽措置をとって通過するようになつておるのではありませんが、これは非常に重大な問題であるのであります。この江迎地区の災害復旧計画というふうなもの、具体的案があったら承りたいと思うのであります。なお、このためには堆積土砂を何とかせねばならないのであります。堆積土砂に対する処置の方法を政府で考えておられればその処置を承りたいと思うのであります。

○説明員（宮崎仁君） 前段のほうの法三條十二号の政令に定めま基準につきまして申し上げます。

これは考え方といたしましては、従来の三十四年災害、三十六年災害のときの指定の基準と同様にいたしたいという考え方でございます。たとえば市町村の区域内の土砂の量といたしましては、その市町村の区域における土砂の量が三立方メートル以上、もしくは排除の事業費の合計額が標準税率入の十分の一以上という場合にこの適用をしたいと思います。関係省間の話し合いがなつております。その他林業施設の場合、漁場の場合等につきましても、大体三十四災害等々と同様の規定をいたすことにいたしております。江迎地区の問題につきましては通産省のほうから……

入の十分の一以上という場合にこの適用をしたいと思います。関係省間の話し合いがなつております。その他林業施設の場合、漁場の場合等につきましても、大体三十四災害等々と同様の規定をいたすことにいたしております。江迎地区の問題につきましては通産省のほうから……

入の十分の一以上という場合にこの適用をしたいと思います。関係省間の話し合いがなつております。その他林業施設の場合、漁場の場合等につきましても、大体三十四災害等々と同様の規定をいたすことにいたしております。江迎地区の問題につきましては通産省のほうから……

○政府委員（八谷芳裕君） 江迎のボタ山くずれにつきましては、各方面に非常に御迷惑を及ぼしております。はなはだ申しわけなく感じておりますが、あれの原因につきましては、当時の六、百三十メートルにも及びます集中豪雨の影響によりまして、ボタ山の下で地すべりが起きました。ボタ山が流出して行つた、結論的に申せばこういう災害になつておるわけでございます。これにつきましては、私も監督当局としていたしましては、直ちに学術調査班を組織いたしまして、この原因の究明に努めた結果が、ただいま申し上げたようなことになつたわけでございます。さらにその規模、その地すべりの深さというふうなもの、江迎自体のボタ山の問題、さらに今後のボタ山対策につきましていかなる全般的措置をとっていくかということについて、さらに原因を明確にいたしますために、ただいま地盤に、地すべりしたと思われる所までに対しまして、ボーリングを打ちまして、そのボーリングとともに電気探層のような科学的な方法によりまして土質の状態を、地すべり面等を検査しておるわけでございます。大体の日程といたしましては、ただいま第一本のボーリングが、これは影響のなかつた所ですが、基本的なボーリングを打ちまして、第二本目のボーリングを

打っているわけでございますが、当初三本程度でいいと思つていたのが、あるいは四本程度打たなければならぬのじゃないかと考えられまして、九月の二十日ぐらいまでボーリングはかかつていく、こういうふうな一応プランにしておるわけでございます。これによりまして通産省といたしましては、ただいま学術調査班の日程によりまして、このボーリングを待たないで、これは一般災害として、単なる通常のボタ山くずれによる災害ということではなくて、一般災害である、こういうふうな考え方でも進めておるわけでございます。さらに明確にはボーリングによつて関係方面とも明らかにこの点を認定していきたいと、かように考える次第でございます。

復旧につきましては各省が本日おいでになつておりますので、私のほうの申し上げることよりさらに的確なお答えができるかと思つたが、ただいま御指摘のように、国道につきましてはすでに完了いたしました。

国鉄につきましては、私どもの情報では、ボタを敷いて若干の傾斜を持ちながらこれを復旧していくというふうなことでもまだ完全に復旧貫通してはいないやうに聞いております。河川につきましても、すでに急激的な一応の河川工事ができるまで、さらにこれから本格的な河川の復旧工事にかかるというふうなことになるかと考えられるわけでございます。

農地につきましては、相当にボタ量が、当時約三百万立方メートルのボタ山があつたわけでございます。うち二百万立方メートルが移動しまして、また、そのうちの六十立方メートルがただいま御

指摘のような地帯に流出してきたというところでございまして、農地につきましては相当のボタをかぶつておるので、この復旧につきましてはいかにすべきかということが今後の問題として残されておる、かように考えておるわけでございます。各省の管轄におきまして、国鉄は国鉄、それから長崎県というふうなところでそれぞれ、応急復旧を急いでもらつてゐる、かような状態になつておるわけでございます。

○藤野繁雄君 堆積土砂の処置についてはどういふふうに考えておりますか。

○政府委員（八谷芳裕君） 流出した土砂につきましては、国道関係につきましても直ちにこなつてきたわけでございます。道路につきましてはそれぞれ江迎のほう、それから佐々川の下流あたりまで大浦のそれぞれの口からこれを撤出して国道が貫通したわけでございます。鉄道につきましても必要なもの、国鉄としまして一応鉄道を通過し得る量だけはこれはボタを排除していかねばならぬわけでございます。が、しかし、全体の流出しました、今先ほど御説明しました農地関係、田畑に流れ出ているボタというふうなものにつきましては、さらに全体的な見当でこのボタをいかに処置していくか。この海岸にこれを埋め立てていくかというふうな問題も検討しなければならぬと思つた。これは非常に調査班の報告にもございまして、相対的な調査をしてない、みだりにこれを取り出しますと——一応の流出したままでは仮安定をしただけでござい

て、この流出した仮安定の口のほうから無計画に排水を取り立てていくと、再度流出が起るということになり、すので、たゞいま全般的なこの流れ出たボタを全部どう処理するかということは、応急対策のほかにボーリングによりまして、土質の安定程度その他を調べ、砂防工事をどうやっていくかというこで、あわせて進めていかなければならぬとかように考えているわけでございます。

○藤野繁雄君 この問題については、研究中ということであるのでありますから、すみやかに検討を了して災害復旧ができるようにお願いいたします。

次に、湛水関係であります。十四号によってみますと、一、激甚災害の発生に伴い浸した水で浸入状態が政令で定める程度に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの、二、このふうになっておりますが、政令ではどの程度のものを規定しようとお考えであるかということが伺いたい一点であります。今、一、二の実例を申し上げてみますと、三十二年災の場合に本明川が大災害を受けたのであります。これが今日では大体においてでき上がりつつありますが、その川が改修の場合において堤防がかさ上げされている。かさ上げをされた結果はどうなっているかという、旧来の市街地はかさ上げしない場合においては、自然にその川に流れていた。しかるに、かさ上げをしたために、そこで水がとまってしまう。であるから、旧市街地は全部、雨が降ったならば、今度の場合においても床下の問題もあれば床上の浸水というふうなものもある。一方のほうにおいて河川は完

全になったけれども、完全になった反面には、堤防が水の流れを阻止する。その付近は全部水につかっています。た、こういうことなんです。また、国県道の場合を考えてみてもそのとおりであります。国県道が改修された場合に、国県道を幾らかかさ上げをしたために、そのかさ上げの結果、水が従来は流れていたのが、今度は流れ出ない。そのために、その国県道に沿っているところの住宅は今度の雨で全部浸水した。汽車においても同様であるのであります。こういうふうなことがあるのであります。一体こういうふうな国が設計した仕事によって完成して、水害はないようになったが、道路はよくなったが、その結果は、今度はその他の部分が大損害を来たしている。こういうふうなことだったならば、その湛水事業というものは、政府の力によってこれは排除すべきものであると思われませんが、こういうふうな点について、どういうふうに政府はお考えであるかお伺いしたいと思うのであります。

○説明員(宮崎仁君) 前段のほうの湛水排除の事例と申しますか、法律の条文を適用いたします基準につきまして申し上げます。

これにつきましても、排水の場合と同様に、三十四年、三十六年の特例の方法と同様の規定をいたそうというこに、関係省間で一応話ができておりまして、具体的には、一団地の浸水地域につきまして、浸水の面積が引き続き一週間以上にわたり、三十ヘクタール以上であるということになると思われます。

後段の点につきましては、建設省のほうから。

○説明員(鮎川幸雄君) ただいま本明川の下流地区におきます湛水の問題についてお話がありましたので、それについてお答え申し上げますが、本明川の改修工事につきましては、すでに御承知のとおり、謙早の災害後本明川の改修工事が行なわれまして完了いたしておるわけでございます。ところが、先ほどお話のように、本川部分は完了したけれども、そのために今度の九州における豪雨災害によって湛水がいろいろはんらんして被害を受けた、こういう点を指摘されましたが、事実は湛水による被害が発生したわけであり、本川のほうを急ぎませんと、これはどうしてもより以上の被害を激化いたしますわけ、これについては河川改修計画に沿って、これはいち早く完成をいたしまして、できるだけ治水面における川による大災害を防ぐためにこれを指導を急いだわけであり、ますが、湛水問題につきましては、さらにまだ不十分な点がありますので、現在のところこの湛水排除につきましては、いろいろな面から検討いたしておるわけでございます。湛水排除につきましては、御承知のように、都市施設による湛水排除や、農地の湛水排除、あるいは河川に関する湛水排除、いろいろと関連がございますので、どういう点からこれを湛水排除に対して施策を講じたいか、いろいろな点から建設省といたしましては、関係方面とも連絡いたしまして、その対策を検討いたしておるわけでございます。

に、各地においてこの問題が起きて参っておりますので、湛水排除対策につきましても、三十七年度予算におきましても、大いに重点的にこの湛水排除の問題に力を入れて、これによる被害を軽減したいという方向で考えておるわけでございます。

○藤野繁雄君 次は、改良復旧事業と関連事業についてお尋ねしたいと思っております。これも長崎県の例をとってみますと、三十二災の際に、政府は計画を立てて大村市の大上戸川というのの改修に着手したのであります。しかるに、ある地主がその土地の買収に応じない、自然その工事がおくれおった。それは三十二災の場合であります。で、工事がおくれおったから、今度はその工事がおくれおったところがきずになって、今回三十二災以上の災害を受けたんであります。これは地主の同意を得なかったというところが原因であるのでありますから、今回はそういうふうなことがあつては困るということで、その地主のところへ押し寄せていろいろ話をしたところが、今回は了承した、こういうふうなことなんです。こういうふうな手間ぬるいことではなくして、政府のほうで河川改修の根本方針を定めたならば、直ちにこれを実行に移すということに進んでいかなうかだめだと考えるのであります。そういうふうな場合には土地収用法があるのではありませんか、土地収用法を直ちに適用し、あるいはこういうふうな公共事業であれば簡易に土地収用ができて、河川改修ができ、災害を再び繰り返さないようにせなくちゃできないと思うのであります。

すが、この点について御意見を承りたいと思つてございます。

○説明員(鮎川幸雄君) ただいま河川改修に伴つて用地の問題が解決しないために災害が発生したというお話でございますが、御指摘のように河川改修事業に伴ひまして用地問題につきましては、各地におきましていろいろと難問題をかかえておるわけでございます。私どももいたしましては、できるだけこの用地問題を解決して河川改修を急ぎたいと全般的に考えておるわけでございますが、用地問題の解決につきましては、まず第一には、協議によつてできるだけ話が進めばもちろんいいのでございますけれども、中にはなかなか協議によつてできない場合がある。そういうような場合には、お話のように、土地収用法がございまして、これによつて土地収用をできるやうになっておるわけでございます。私どもも事態に応じてはそういう土地収用法を適用いたしまして、そういう問題の解決をやっていく場合もあるわけでございます。今後河川改修事業につきましては、御指摘のように、このために災害が発生しないように、さらに用地問題につきましては特に力を注ぎまして、必要があれば法的な措置によつて収用問題解決するように今後は努めて参りたいと考えておるわけでございます。

○藤野繁雄君 次は河川工事と関連事業であるのであります。改良事業が行なわれたところであれば、長崎県の例をとれば、三十二災、三十六災、三十七災と、こういうふうなことの事例から申し上げると、改良工事が行なわれたところは再災害は受けてな

れない。これないから災害を受けていないから災害復旧はできない。災害復旧はせないから、上流のほうはこわれたから災害復旧ができた。下のほうはそういうふうなものがあるところはこれないから災害復旧はさせないとい

て参りたいと考えておるわけでございます。

第二番目は、自然河川のように、全然無堤地区においては災害復旧が行なわれないために災害がさらに激化するのじゃないかというお話かと存じます。これにつきましては、災害復旧あ

動くのであって、閣議で決定すればいいのだということになるのです。中央防災会議なんといういかめしい会議を開かないで、閣議で決定いたしますと率直に言ったほうがずっと早いわけです。これは一方面的な政令の作成なわけ

るわけです。もう少し一切が政令にま
かす以上、政令の内容というのは、指定
の基準というものをわれわれは明らか
にしてほしいということであります。
政府に一切おまかせするわけです。三
十四年災、三十六年災では少なくとも

○政府委員(古屋亨君) ただいまの質問でございますが、私実はこの五月からこの仕事を始めさせていたございました、その沿革等につきましてはまだ十分先生に御納得していただけるだけの資料を持っておりません。ただ、災害

基本法によりまして中央防災会議ができて、結局中央防災会議が会長、副会長、委員十七名をもってやったのでございまして、十七名のうちには十五名の関係大臣とお話の二人の日銀総裁と日赤社長が入っております。それでもちろんお話のように、地方の実情情報というものを十分察知し、民意によりまして措置しなければならぬことはお話のとおりだと私は思うのであります。政府は毎年防災計画あるいは防災にまつた措置の概要を御承知のように国会に報告する建前をとっております。激甚地災害の指定等の措置につきましても、十分国会の意見を尊重して措置して参りたいと考えておりますことを申し上げまして、非常に先生のお話のお答えがでなかった点が多々あると思ひますが……

○説明員(宮崎仁君) 今同法律によります措置が従来の古い法に比べて手厚いかどうか、あるいは前進か後退かというところでございまして、一がいに進退、後退というふうに割り切つて申し上げることはなかなか困難な面もあるかと思ひますけれども、全体として申し上げられますことは、全共施設災害の関係、公共団体の災害の関係第二章の関係でございまして、これにつきましても資料として差し上げましたものについて先ほど御説明申し上げましたが、要するに、従来の特例法としては最も手厚かつ広範に行なわれた三十五年の伊勢湾台風、この措置と比較いたしてみまして、しかもその伊勢湾台風のとときの災害、その災害と同じものがかりに今起こつたとした場合にどうなるかという検討をしてみますと、国の負担の増加額という面で見ますと、

と、総体としては今回の措置のほうが若干手厚くなる、こういう形になっておるわけでありまして、農地、農業用施設、第三章関係などにつきましてもその関係は同様でございまして、従来と方式を変えておりますけれども、総体としての国の補助額は若干従来よりも増加するといふ形になっております。第四章以下につきましては、これは大體従来の特例法の内容と同様の規定を今回入れ込んでおりますので、これは同様と云つていいかと考えます。

なお、補足的にちよつと申し上げておきますと、今回の法律において三条以下いろいろ政令の規定できるものがございまして、従来の特例法におきましても、激甚団体の指定というふうなものは政令で行なわれることになっておりましたものであります。今回はそれをこういふふうな形で取りまとめましたので、形は変わりますけれども、その点は形式的には変わつておらないわけですから、変わつておりますのは、第二条の激甚災害の指定というところが従来と非常に大きく変わつておるといふことでございまして、

○田中一君 宮崎君のお言葉を聞くと前進だといふことなんだが、言えるかな、ほんとうに。今のあなたの答弁を聞いてみると前進だ、手厚くなつておりますといふことですね、結論的に言へば。
○説明員(宮崎仁君) 国の財政援助の額、総額といふことで申し上げれば若干前進しておると言つていいかと思ひます。
○田中一君 まあいいです。それから二十四条に小規模災害の問題を取り上げておりますが、これは自治省に關い

たほうがいいのかな。これは従来は元利補給なんといふことはしておらなかつたのですかね。
○政府委員(奥野誠亮君) 三十四年災害についてとりまして小規模災害に対する措置と同じことをやろうといふのが二十四条の趣旨でございまして、小規模災害に對しまして、国庫負担をしたと同じ額について地方債を認めました。地方債の元利償還額については、他の災害について基準財政需要額の一部を算入しております。これについても、一部を算入しまして残りの部分を元利補給する。したがって、元利補給の額と地方の基準財政需要額に算入されるものを合算いたしました額が国庫負担相当額ということになっております。

○田中一君 もうこの辺になると、激甚地のみならず一切、もう少し小規模の災害も、全部、国庫負担補助は御承知のように除外しておりますから、激甚地以外のものをこういふ措置でできませんか。
○政府委員(奥野誠亮君) 地方公共団体が復旧に責任を持っておりますものにつきましては、激甚地災害でございませんでも地方債を認めるわけですから、地方債の元利償還額につきましては、一定部分を基準財政需要額に算入するといふ方式で当該団体に對する援助をいたしておるわけでございまして、ただ御承知のように、地方交付税制度は財源の不足する団体に對する財源交付の制度でございまして、不交付団体でありますとそういう措置はないわけでございます。しかし、一般災害であります、小規模災害もそれほど大きな分量ではない。したがしまして、不交

付団体でありますと地方債を認めるだけでそれ以上の援助はいたしませんけれども、まずやむを得ないじゃないか、こう思われるわけでございまして、激甚災害に對しまして、小規模災害一件当たりの額は小さいものでありまして、分量が非常に多いわけでございます。やはりこういう措置で国が援助する必要がある、かように存じております。

○田中一君 何も激甚地に小規模災害が多いといふことにもならない。激甚地でもなくとも小規模災害が多い場合もあります。そこで、この小規模災害の災害復旧費といふものを頭に置いて小規模災害といふきめつけ方をしておるのですけれども、たしか農林関係の小規模災害といふものは、額も三万円です、非常に低い。そして隣接する距離といふものをたしか三メートルぐらゐにきめてあるはずなんです。その災害と三メートル先にまた同じような三万円程度の災害があった場合には、一つの災害と認めるという形になつておるのです。これは激甚地はかりにございませぬ。一般公共事業の部分のうちでも、公共土木の場合にはどういふ距離といふかな、一個の災害を、関連する二つの現象、それが距離的にはくつついていれば、三つ一絡にして、三万五千円のもの三つあれば三万円だから、これは対象になるといふことになると思ふのですが、どういふ見方をしておるのですか、これは。

○政府委員(山内一郎君) 国庫負担の対象になる一カ所の工事の工事費は、県工事は十五万、市町村工事は十万円でございますが、その一カ所工事とい

いますのは、多少離れていてもそれにくつければ一カ所、こういうことになる。その距離は二十メートルときめております。ただし橋梁のように、一つの構造物である場合には二十メートル以上離れていても合計一カ所の工事とみなすといふことで現在取り扱つております。

○田中一君 道路の場合には、歪曲している場合に、直径でいふのか、それとも道路面と距離をはかるのか、どちらです。
○政府委員(山内一郎君) ただいま申しましたのは橋梁でございまして。したがって、橋梁の長さ、中心線の方向といふものです。その方向で二十メートル以上でありまして一つの橋梁の場合には一カ所の中に入るのであります。○田中一君 橋梁なら橋梁一つのものでわかります。道路なんかどうでしょう。

○政府委員(山内一郎君) 道路の場合には、やはりその中心線に沿ひまして二十メートル以下でなければ一カ所の工事とみなされないのであります。○田中一君 農林省はどういう……
○政府委員(庄野五一郎君) 農林関係の農地及び農業施設の災害につきましては、御承知のように、従来、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、これでやつておるわけでございまして、その補助対象になります部分につきましては一カ所の工事の費用が十万円以上、こういうことになっております。それで小災害は十万円未満三万円以上、これが小災害になりまして、この暫定法の対象外になっており、これにつきましては先ほど奥野財政局長からも御説明がこ

ございましたように、激甚災の特例のな
い場合は、一般の市町村がやります場
合には一般の起債、こういうことに相
なりすし、激甚災の特例法が指定さ
れますればそれによりまして今度御審
議願っている財政援助に関する小災害
ということでは地方債の充当率と元利補
給ができる、こういうことでございま
す。で、この小災害の三万円以上十萬
円未満の分につきましては、「一の施
設について災害にかかった箇所が五十
メートル以内の間隔で連続しているも
のに係る工事並びに一の施設について
災害にかかった箇所が五十メートルを
こえる間隔で連続しているものに係る
工事又は二以上の施設にわたる工事で
当該工事を分離して施行することが当
該施設の効用上困難又は不適当なも
の、」こういったもので「工事」を三万
円以上十万円未満、こういうふうに使
用しております。この規定の運用につ
きましては、相当弾力的に現場の実情
に応じて処理する、こういう方針で
やっております。

○田中一君 山内君、これ、農林省の
行き方にまねたらいじやないか、二
十メートルなんてけちけちしない、五
十メートルにしないよ。こんなも
のは法律の問題じゃないのだから、ど
うです、河川局長。

○政府委員(山内一朗君) 今の点は、
やはり国庫負担法の中に法律事項とし
てうたわれております。したがって、
二十メートルをどうしてきめたかとい
う問題になります、二十メートル程
度が一方所工事としてみなすのにな
る件数が多い、それ以上離れますとば
らばらになる、こういうふうな西一的
なところからきめられたようでありま

す。しかし、いろいろ最近になりまし
て、距離の問題も地方の要望もござい
ますので、いろいろ検討いたしてお
りますが、現段階ではそういうような点
で、これが一番いいのではなからうか、
こういうふうに考えております。

○田中一君 この激甚地指定の問題
は、非常に微妙なものがあるのです
よ。たとえば集中豪雨がある、もう災
害が起きている、大体の見当はつくの
ですよ。もうこれは、鍋島君行っちゃ
たけれども、地方長官した人たちは
大体わかるのです。これを守って、こ
の堤防がこれと激甚地指定にな
らないで、それじゃ、こいつ水防活動
をやめたほうがいいじゃないかという
判断をする場合があるかもしれない。
非常に微妙なものがある。的確につか
めぬだらうけれども、かりに水害の問
題にしても、水防活動なんか少しづ
づきかけられるというおそれがある
のじゃないかと思う。一ぺん破堤した
場合、それから長崎県、佐賀県等のボ
タ山の災害にしても、もう一歩やっ
たら守られるけれども、非常に違
いますからね、激甚地指定と指定でない
のとは。というのを考えると、そう
いう意欲を失うのじゃないかという気
もするのですが、その点は副長官どう
いう考え方を持っておるか、考え方と
いうか、どういう工合にそれに対して
は防護意識というものを高揚するか。
どうもやっぱり激甚地指定とそれに準
ずるものとの間には薄い細い線一つし
かないのですよ。

○政府委員(吉屋亨君) お話のような
点がありましては、結果としてそうい
う結果がもし現われましては、結局こ
の法律ができました趣旨が失われると
思いますので、運用にあたりましては
十分そういうことを注意いたしまして
、御趣旨の点を注意いたしまして、
防護活動も十分やる、そうして指定の
場合にも十分そういう実情をよく現地
に当たります、ただいまの御注意の
せられましては、たゞいまの御注意の
うに十分注意して参りたいと思ってお
ります。

○田中一君 どんな方法をとります
か。災害があつて復旧する、災害があ
るのを前提にものを考えるのではなく
て、災害をなくするというのが一番
大事なんです。そこで、従来——こ
れはだれに聞いたらいけないか、国家賠
償法をもって国と争った例はありませ
んか。

○説明員(宮崎仁君) 災害に伴う件で
国家賠償法の問題になったものは、従
来一、二実例がございます。

○田中一君 その結論は。

○説明員(宮崎仁君) 私、知っており
ますのは、岐阜県の高須輪中という輪
中がございまして、この破堤問題につ
きましてそういった訴訟がございまし
た。これは結局、訴訟の結論は、訴訟
が行なわれませんでしたけれども、実際問題
としては和解いたしました、そしてこ
に相当の工事をやるというこ
で、防災工事並びに干拓工事等を行な
いまして措置をいたしたことを記憶し
ております。その他のものもあるかと
思いますが、裁判上結論が出たという
実例は聞いておりません。

○田中一君 それから第二十一条の
「水防資材費の補助の特例」、これは河
川局長、普通水防活動を十分にやっ
た、あるいは自分の持っているもの
も、この前も例があったように、米俵

を積んでまでもやったということにな
ると、これこそ特例をもって処置をし
なければならぬと思うのだ。ところが
が、激甚災害地だけが特例でもって手
厚くするということはちょっとおかし
いのじゃないかと思うのですが、どう
ですか、それは。

○政府委員(山内一朗君) 激甚災害に
つきましては三十四年災、六年災と同
様の措置をとりたいと思うのですが、
それ以外に予算補助率は少ないので
ございまして、現在でもやっておるわ
けでございまして。しかし、激甚災害に
なるほど水防資材もたくさん使いま
すので、やはり激甚災害については
いろいろ特例で見ていくべきじゃない
か、こういうふうな考えております。

○田中一君 一般の通常予算において
国土保全の予算措置あるいは施設が足
りないから災害を受けるのです。私は
まあ三十四年災、三十六年災ともども
特別委員会の委員としていろいろ審議
に当たったのですが、大体において地
元出身の、罹災地出身の議員がこまか
い問題まで一つ一つの問題を、たとえ
ば一つの法律を作って一体そこに幾ら
補助金がかかるのか、こう言つと、十萬
円足らずの補助金が特定の一つの形の
災害に補助金が流れていくというよう
なものをも立法化しているのですよ。
それを受け継いで、今度はこういう基
本法というか、標準法ができたのです
けれども、これなどは実際おかしなも
のなんです。たとえばここに示され
ているところの各項目、対象ですね、
補助対象というものを三十四年災でど
の項目、対象に対しては幾らの補助金
が要ったというように例示してみる

と、ずいぶんおかしな——おかしなも
のと言つては——むしろ被災者にとつ
ちや真剣でしようけれども、そういう
ものが、常時なし得るものもあるわけ
なんです、何でもかんでも伊勢湾台
風のときにもあつたように、塩が入つ
たらとらいつて石灰をまく補助金まで
やろうではないかという話し合いが出
ればそれはやろう、それはやろうじゃ
ないかと言つて、たいした金じゃない
ですが、やってみたところが塩害はそ
んなになかった。それでも一つの被災
地からそういう声が上がると、直ちに
それを取り上げて立法化するというよ
うな形があつたわけですよ。今度のこ
の法律案を見ますと、それを受け継い
で、経常費で従来手厚くしておれば災
害も相当守り得たというふうなものま
でも補助の措置が不十分だから災害を
したというふうなものもあるのではな
いか。何もかにも全部一災害の補助対
象というものをここに取り上げて明示
しないでもいいんじゃないかという気
がするわけなんです。そこでまあ金を出
ししるのには大蔵当局なんだから、
宮崎君、こままでしなければならぬか
ということが一つ、それからこれ以外
に特異災害というものがどんなものを
想定し得るかといったような問題、こ
れは河川局長それから農地局も、その
他各省の所管の常にかんがへて受ける
状態の中でここにあげられたもの以外
の特異災害というものがなければなら
ないかという点について考えた
ことありますか。私は三十四年災、三
十六年災ともにこんなものでもと実
はひそかに思つたのです。そんなこと
を言つとこれはたまたまかから言いま
せんけれども、こんなものでもしな

いでもないんじゃないか、これは別の措置でできるのではないかと、これは別のものでいいんじゃないかという気持ちもしたものです。それが大部分これに入っているのです。これ以外のもの、もう一つ特異災害といいますがそれは考えられないか。もしあるならばそれもここにに入れるべきであるというのを考えるのですが、各局長から所管の過去の災害、これは三十四、三十六の災害の特別措置法にのっとってこれを作っておりますから、それ以前の特異な災害が想定されるならばどんなものがあるか、ひとつ一人々所管によって意見を聞かして下さい。

○説明員(宮崎仁君) まことに傾聴すべき御指摘を伺ったわけでございますが、この法律全体の構成におきまして、やはり三十四年、三十六年の特別法の実績というものを基礎にしていろいろな事情を考へていこうという基本的な方針によっておりますので、大体的なときには特例法の立法が行なわれたようなものは原則的にこの中に取り込んでいくという形でこの法律ができておるわけでございます。したがって、御指摘のように、たとえば例が適当かどうかかわかりませんが、水防資料のようなものは別途水防法なりあるいは予算的な方式でやればやれないことはないのではないかと、そういうことになりましますと、それはもちろんそういう方向でもできるわけでございまして、ただ、何分にもただいま申し上げましたような経緯で全体を作っておりますわけでございまして、従来そういう特例が行なわれ、かつ今後ともそういうことが予想し得るというようなのは、この法律に取り込んでいく、こういう経緯でございます。

○田中一君 河川局から、一人ずつ。君、今までの三十四年、三十六年災害ばかりを中心じゃいけません。その以前に特異な災害の現象があるならばそれはどんなものがあったか。

○政府委員(山内一郎君) 河川局の関係では、従来の特例は全部この規定に網羅されております。

○田中一君 この特例は、過去河川法ができてからもう七十年ぐらいいろいなるので、七十年間の災害は全部これに盛り込まれておると、こういうわけですか。

○政府委員(山内一郎君) ずいぶん古い点につきましてはよく記憶がございませんが、最近の特例の措置については網羅されておる、こういうふうに考えております。

○政府委員(庄野五一郎君) 農地局関係でございますが、大体盛られておる、こういうふうな考えでおります。

○田中一君 ほかに来ていないかな。

○林野庁来ていないですか。

○説明員(瀬戸新太郎君) 厚生省でございますが、大体従来特例措置をとられたものは今回の法律に盛り込まれておると思ひます。

○田中一君 これは奥野君に伺います。地方公共団体が行なっている公共企業体、この災害はこういう措置をとっておられますか、今まで。

○政府委員(奥野誠亮君) たとえば水道事業などにつきましては、災害を受けましますと国が予算で補助をいたしております。そういうものは若干この法律の外であるわけでございまして、それらにつきましてはやはり従来どおりやっております。こういう話し合いになっております。

○田中一君 たとえば一級国道、これはもうめっちゃめっちゃになった。その路面に市営の電車が通っている。むろん軌道ももう災害を受けておる。これを復旧する費用はその場合にはどういう分担で復旧しているのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 一般的に公営企業の災害復旧につきましては、特別な国庫負担制度が制度化されていなくてございまして、水道等につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。したがって、そういう点につきましては地方債を発行し、地方債を財源として当該地方団体が行なうということになっておるのであります。ただ軌道敷等につきましては、道路の負担と、それから企業の軌道の負担と、いろいろな区分がございまして、それに応じてそれぞれ負担区分が適用されていくことになるのであります。

○田中一君 そうすると、大体起債で復旧をされているということなんです。

○政府委員(奥野誠亮君) そのとおりであります。

○田中一君 そのくらいこれは公共企業なんです。それから激甚地に指定された場合には、そういうものは特例はないのですか。

○説明員(宮崎仁君) この法律にいます。いわゆる特別に財政法の対象になります事業は、法律の第三条に掲げてございまして規定されております。今御指摘のような点につきましては、公共土木国庫負担法の事業として対象になるかならないかという問題になるかと思ひますが、この道路として

公共団体の管理に属するものは公共土木施設になるわけでございしますが、そういう軌道の財産になるようなものは、これは当然公共土木施設になりません。したがって、この法律の対象にならない、こういうふうな考えでおります。

○田中一君 やはり地方財政の窮乏というか、地方財政がきびしくなるといふことは明らかだから、やはり何れもその公共団体が、大体的に市街地電車なんというものは赤字です。黒字のところはあります。市民のためにやむを得ずやっているところが多いのです。それが激甚地指定の場合には何にも一般災害の場合にはむろんのこと、こういうきびしい災害を受けた場合には、何にも対象にならぬというところなどは考えられなければならぬと思うのですが、その点どうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 私は制度的にそういうものが現在ない、こう申し上げたわけでございまして、あるものは水道事業などございまして、その他のものにつきましては、やはり個別に事態に応じて必要な経費は国が援助をするということになるのじゃないかなと思ひます。過去の例一々覚えておられますが、事態によりましては、そういう公営企業につきましても国の援助を求めなければならぬというようないふことが生じてくるのではないだろうか。こう考えておるわけでございまして、団体の財政事情なり、あるいは災害の区分なり、そういうことから個別に判断せざるを得ないんじゃないか。こう思っております。

○田中一君 宮崎君、これ君が立案したのだから、それ考えなかつたのか。

○説明員(宮崎仁君) ただいま御指摘の問題につきましては、地方鉄道軌道等の災害についての特例として、これをどうするかというふうな議論も当然ございまして、いろいろ検討いたしましたわけでございまして、これにつきまして二十八の特例法においてそういう立法が行なわれた事例があるわけでございしますが、その後現行の法律が改正されまして必要な場合には補助をし得る規定になっておりますので、これで対象とし得るであらうという所管省との話し合いで今回の法律に特別の条章を入れることはしなかつたわけでございしますが、ただいま財政局長のおっしゃいましたように、そういう非常に特別の事例がまた出て参りますと、この法律の外において問題にならないとは考えておりません。まあ二十八年当時と比較すれば、現行法のほうで前進いたしましたので、大体これではよろうという主務官庁のほうの御判断で、これは今回盛り込んでおらないわけではあります。

○田中一君 最後の一つ。三宅島の噴火によって、噴火、あれは災害と見るのですか。何と見ているのです。そうしてあれに対しては救助法でも発動されましたか。小規模災害ですか。どういふことになっております。あの三宅島の噴火のことについてだが一番適格かわからぬが、ひとつ詳細説明して下さい。それで対策としてどういふ考えを持っていますか。

○説明員(瀬戸新太郎君) 三宅島におきまします爆発につきましては、救助法では現在、世帯を単位に救助法の適用

のものをきわめておつたのでござい
ますが、第四十国会で法律を改正いたし
まして、多数の者が身体、生命に危険
が生じ、また生ずるおそれがある場
合、という規定を新たに設けて、
その規定に基づきまして災害救助法を
適用いたしました。現在、乾パン一万
八千四百食、カン詰五千食、寝具一千
枚、衣料が四千点、その他副食が福神
漬でありますとか、梅ぼしであります
とかなくあん、こういったものを相当
現地に送付いたしましたほか、さらに
医療班等も現地に派遣いたしました診
療にかかっているわけでございます。
○辻武壽君 最初に、激甚地の指定に
ついて、三質問申し上げます。

激甚地の指定については、これは当
然公平にやるということでは、先ほども
総務副長官さんからお話がありました
が、いわゆるサンドイッチ台風という
ようなものが、大きな台風と台風の間
にはさまったときの災害にあった場
所、ふだんなら激甚地の指定にならな
いような場合でも、そういうような場
合に激甚地の指定になる場合がありそ
うであるということをお聞きしております
が、そういうことについてはどういう
ふうに考えておりますか。不公平な場
合も出てくるし、また、運がいいとい
うものの見方もできる。そういうよう
なサンドイッチ台風のために激甚地に
指定されないようなところでも指定さ
れてしまうということがあるかどう
か、これをお伺いいたします。

○説明員(宮崎仁君) 従来の災害特例
法のやり方におきましては、御承知の
ように、五月から七月ごろの豪雨ある
いは秋の台風があったという場合に、
五月から九月までというようにこと

期間で特例法を作つたようなことにな
つております。その間における小さ
な災害もすべて特例法の対象になつた
場合が通常でございます。今回の法律
を適用するにあたりまして、基本的
にはやはり標準税率収入というような年
度間の尺度をとりますと、年度間の通
算は大体行なわれるであろうというこ
とは、いろいろ先ほど副長官から基本
的な方針が示されたわけでありま
す。御指摘のような小さなものを通算
すべきかすべからざるかということに
なりますと、理論的には当然そういう
ものは通算すべきではないということ
になるかと思ひます。ただ、従来や
つておりますのはどういふことかとい
いますと、やはり査定の技術上の問題も
あるやうです。ですから、査定技術上
で査定することができかねないか
という問題があるわけでありま
す。いろいろございまして、結論的には
やはり中央防災会議において検討して
方針を決定する、そういうことにな
るかと思ひます。

○辻武壽君 次に、ダム、堤防決壊と
か、流水増のために下流の町村の一部
が被災したような場合、いわゆる天災
と言いたいような災害の場合も激甚
災害として指定した場合があるかどう
かこの辺の見解を明らかにしていただ
きたい。

○説明員(宮崎仁君) こういった財政
援助に関する法律は、そのものになる
公共土木施設国庫負担法、あるいは農
林水産業暫定措置法というものに対し
ての特例、かさ上げをしていくという
考え方でございます。御承知のと
おり、たとえば公共土木施設国庫負担法

でありますれば、異常な天然現象に
基づく災害ということで、災害の規定
がございまして、暫定措置法につきま
しても同様でございます。そういった場
合には、異常な天然現象という規定
がございまして、ただいまの御指摘のよ
うな人為的なものは、公共土木施設負
担法などの対象にならない、こういう
ように考えるべきかと思ひます。した
が、いま申し上げた母法において
対象にならないものは当然激甚災害の
対象にならない、こういうふうに考え
るべきかと思ひます。

○辻武壽君 これは大蔵省関係になり
ますが、この法案が成立した場合、公
布の日から施行する。予算の概算をど
ういうふうに見込んでおられるか。今
まですでに発生した事例もありません
が、総額の内訳をどういふふうに見込
んでおられるか。現在、予備費が二百億
ですか、それをこえた場合はどうする
か。補正予算を組むのかどうか。

○説明員(高柳忠夫君) ただいまのと
ころ、被害報告額は、北海道の十号ま
でを含めまして、大體公共土木関係で
六百三十九億程度になっております。
で、これらの従来の例によりまして、
国庫が負担する初年度の額というもの
を一応試算しておりますが、この前御
説明申し上げた当時よりも若干ふえて
は参っておりますが、百億ちよつとの
額が推計されるわけでありまして、も
ちろん、それは被害報告額を基礎にし
た推計でございますので、実施官庁から
それぞれ災害査定官を現地に派遣して
目下査定して、その復旧事業費を確
定すべく努力しておるようございま
すので、その確定次第によつて数字に
若干の異同のあることは当然ござい

ますが、この程度の本年度災害に関す
る限りは、ただいまお話のありました
ように、予備費の残も約百八十億円前
後でございますので、査定が進行次第、
予備費を順次支出して、災害復旧に充
てるのが可能であると思つておりま
す。すでに百億ちよつとこえた中に
は、十一月の冬季の風浪等に対する
災害復旧につきましては、現地の査定
が済みまして、十億三千万円、八
月の初旬に予備費の支出を決定いたし
ております。

○辻武壽君 まだ災害はこれからもや
つてくることが予想されるわけであ
りますが、そういうことも考えて予備費
で間に合わせるという方針ですか。
○説明員(高柳忠夫君) ただいまお答
えしましたのは、今までの災害と、そ
れからまだ若干の災害があつても幾分
余裕があるという見通しでございます
が、まあ今後のことでございますし、
今後またどんな大きな災害が来るかも
わかりませんので、その災害の来方
いかににより、また、被害額の大き
い少ない事態も生ずるかもしれません。
そのときには、国全体のその他の財源
措置とからみ合わせまして、場合に
よつては補正予算で対処するといふこ
とも考えられるわけでございます。

○辻武壽君 次に、復旧工事のこと
について質問いたしますが、例を一つ
野川にとつてみますと、台風があつた
のは、三十三年九月、田畑一万町歩を
濁流にのまれた。それ以来、五年間も
たつておるのに変わらなず、農家はまた
水をかぶるのじゃないか、非常に不満
をぶちまけておる。この最大の原因は
復旧工事があまりにもおそく不合理な

ものであるということである。狩野川
自体も、川の管轄が国や県や町とい
ふに三分割もされ、復旧作業も三者
分業であります。工事が、始まると、
町や県や国というふうには、事業主体が
三者であるため、三者三様の利害が衝
突して、いまだに手がつけられない場
所がある。川の支流のごとき、台風当
時のままではもううりばなしになってお
る。これはほんの一例であります。こ
ういふ悩みを直接受けるのは国民自
体である。こういう際に、対策が一
元的にいかない点は、これは縦に考えれ
ば、国や県や町というものにセクシ
ナリズムがある。横から見れば、十
一省にもわたる、あるいは建設省とか農
林省とか運輸省とか厚生省とか、そ
ういふ官庁間のセクシナリズムに原因
があると思ふのですが、こういうセク
シナリズムを排撃していくべきであ
る。こういう対策にはどういふことを
考えておられるか。これは大臣がい
れば、一番いいのでありますが、大臣い
なければ、次の人……

○政府委員(古屋亨君) お話のよう
に、所管が縦横とまたがっております
で、お話のような結果になりますこと
は、きわめて遺憾でございます。法的
に、そういう情報を受けまして、私
どもは連絡調整という立場を持っており
ますので、実はその他の問題につきま
しても、関係省のお集まりを願いまし
て、連絡調整という立場から措置をし
ておるのでございまして、ただいまの
お話の件につきましては、即刻調査を
いたしまして、必要であります場合
には、関係省の、あるいは県、町村等
も対象といたしまして連絡調整に当
りまして、今後、そういう事態が起

らないように、あるいはこの場合には、すみやかにそれに対する措置を考えたという所存でございます。

○辻武壽君 とういうことは一元化するとともに、国土総合開発と歩調を進めなければならないと思うのです。一元的な責任体制を確立すべきであると思うのですが、あなたも、そういうことはどうですか、一元的にすべきだと考えませんか、たとえば国土省というものであれば。

○政府委員(藤田義光君) 災害対策の一元化の問題に関しては、先月十日に施行されました災害基本法に基づきまして、中央地方に防災会議が設けられることは御案内のとおりであります。これに基づきまして、従来の縦横のばらばらの不統一の状態が相当改善されるとわれわれは確信いたしております。

○辻武壽君 中央防災会議ができたから、それで今までのようなセクショナルイズムはなくなる、こういうお考えですか。

○政府委員(藤田義光君) こういう機構ができたことによつて直ちに解消するとは思いませんが、御存じのとおり、地方にも会議があります、たとえば中央防災会議は、先ほど田中委員御指摘のとおり、十七名の委員のほか、事務局ができて、総務長官が局長になり、下に三人の次長がそれぞれ、局長として二十四名各省から全部出て参る。その下に三十四名の主事を置きまして、縦横の連携をとれる体制になりましたことは数歩前進じゃないか、かように考えます。

○辻武壽君 私は中央防災会議ができたといつて簡単にこの問題解決つくと

は思いませんが、それはそれといたしまして、復旧費の支出がきわめておそい点についてお伺いするのですが、非常に復旧費の支出がおそい。狩野川の場合なんかも、最初の援助金は三カ月たつてやつと個人の手にのりた。ましてある町の例をとれば、約二億円のものが四年間たつて支給されている。町や村ではその間ほかから借金をして工事の代金を立てかえていた。こういう現状であるが、そういう弊害はもつてのほか、こういうような行政上の欠陥は、すべからず被災地の復旧費の支弁をより円滑にすべきだと思つて、この点をどういうふうな解決されるおつもりであるか、大蔵省関係。

○説明員(高柳忠夫君) 災害の復旧につきましては、復旧工事の技術的な問題並びに補助事業等におきましては、国庫の負担の兼ね合い等も勘案いたしまして、おおむね三年ないし四年で工事を進捗させることに今実施しておりますわけでございますが、その計画に従つての復旧工事の場合には、その出来高に從つて国からの補助金が支給されるわけでございます。御指摘のような場合には市町村が仕越しをしたような場合に立てかえ払いをしをしたという事例かと思つて、一定の復旧工事の実施計画に基づいてやつておりますので、工事のできた分については国庫の支払いがおくれるということは一応ないわけでございます。

○辻武壽君 実際には現地に行つて見ると、そういう報告を受けるわけですから、そういうことはないようにしたい。次に、復旧工事が計画が雑である。

同じく狩野川を例にとると、その最もひどかった神島部落では下流に向かつて左岸の護岸工事は完成しているが、一番早く工事をしなければならぬ危険なはずの右岸工事はまだほうりっぱなしで雑草が生えている。また、下流の三島付近は兩岸に護岸工事が完成しているが、川底が毎年上がつてくるため、四年後の今日さらに堤防を高くしなければ危険な状態となっている。現地の農民はなせも恒久的な工事対策をやつてくれないのだらう、こういうふうな言つておられる状態であるが、伊勢湾台風の後被害地も同様であります。こういう希望や嘆きは当然であると思つますが、計画を迅速に、すべてを一時しのぎの応急処置でなく、恒久的な計画を施行して国民の生命財産を守つてやらなければならぬと思つて、そういうことに全力をあげなければならぬと思つて、建設省はこういうことに対して、どういうふうな考えておられるのか、こういう結果を知つておられるのか。

○政府委員(山内一郎君) 狩野川台風は三十三年度でございまして、災害復旧としては昨年度で完了いたしております。したがつて、ただいま御指摘の点は、災害復旧というより治水事業で措置をすべき箇所ではなからうかと思つて、今後治水事業を促進する、そういうような点とあわせましてよく調査をいたしまして措置をした、こういうふうなことを考えております。

○辻武壽君 次に、伊勢湾台風の後被災地を視察したのでありますが、そのときにごういう御意見があった。災害後金を持つておられる人のほうが前にもましてりっぱな家ができた。金のない人は流されっぱなしで前の家とは比較にな

らないような貧しい家に住まなければならぬようになった。天災が公的なものである以上、私は災害復旧費は全額国庫負担に移行せなければならぬ。国をあげて防災に努めるべきであると思つて、こういうことに対しては大蔵省はどういうふうにお考えですか。

○説明員(高柳忠夫君) 災害復旧につきましては、普通の復旧費につきましても、その地方の公共団体の財政力に応じて相当厚い国庫負担をしていただくわけでございますし、また、今回御審議願つておりますこの財政援助特別措置法も、さらに被害が大きき場合にはさらに国庫の負担額を増大させていく、こういう考え方でございまして、災害について多額の国庫の負担をする、このために多額の国庫の負担をする、こういう基本的な考え方は御指摘のとおりでございますが、また平面災害につきましましてはそれぞれの局地的な、地域的な事情もございまして、また、その復旧によつて被害もあつた、また、その復旧も享受する面もございまして、その一部につきましては当該地元民が負担をするというのが国全体の公平の見地から必要ではないかと思つて、

○辻武壽君 そのことについてはもう聞きたくないこともありますが、時間がありませんので、最後に象庁の長官にお伺いするのですが、災害を最小限度に食い止めるための気象予報設備についてであります。たとえば定点観測船が二隻あると聞いておる。交代に出るので実際は一隻の役にしか立たない。その一隻は戦時標準型といわれる船の改造船で、スクラップ寸前のものだと聞いておりますが、常時三隻

は必要だと聞いているのであるのに、レーダーも足りないし、観測用の飛行機も皆無で、台風の空からのデータはすべてアメリカの軍用飛行機の力を借りているという現状であると聞いております。こういうことではこの災害をほんとうに的確にキャッチして防ぐことはできないと思つておりますが、気象庁の長官はこういうことに対してどういうふうな考えてどういうふうな努力をしておられるのか、それをお聞きしたいと思つて。

○説明員(和達清夫君) 災害防止に気象庁の役目の重大なることは十分に認識して、できるだけお役に立ちたいと努力いたしております。御指摘の定点観測船でございますが、定点観測は現在土佐沖で五月から十月まで観測をいたして、この観測は昭和二十九年以来海上保安庁がその運営をいたし、気象庁が観測員を派遣いたしてございまして、海上保安庁におきまして船舶が老朽いたしましたので次第に困難いたしておることを伺つてございまして、三十六年度に一隻新造いたしました、なおさらに船が必要と私も思つて、できるだけ保安庁が船を整えられることを強く希望しております。

次に、レーダーでございますが、気象用レーダーは台風あるいは豪雨の観測に非常に重要であるということには近年ますますわかつて参りました。気象庁におきましてはすでに十一カ所全国にレーダーを設置いたす予算が成立しております。実際にすでに観測をいたしているのが八カ所ございまして、札幌、仙台、新潟とただいま建設中でございます。

次に飛行機のことです。飛行機による観測は、台風の襲来にあたりまして非常に有効であることは申し上げるまでもないと思いますが、この飛行機観測は現在米軍の手によって行なわれ、その観測資料は私どものほうに即刻届けられている次第であります。したがって、現在のところ、私もこの資料を活用し支障なく業務を行なっております。しかし、こういうような飛行機の観測が自分の手でできないならば必要となる場所には派遣することができると非常に効果的であり、また、米軍の資料を受けているということは、米軍と突然変更しないという約束はいたしておきますけれども、不安がなきにしもあらずでございます。私どもは、私どももいたしましては、わが国の手で飛行機の観測をすることを計画いたし、ただいま気象審議会というものがございまして、それで検討をいたしている次第であります。飛行機は御承知のように、莫大の経費となりの危険を伴うものでございます。現在においては台風に対して最上とも思ふ有力な手段でありますけれども、現在の科学の進歩から見ると、あるいは飛行機にかわるものも将来出ないとは申せないとはいえませんが、私どもはいたしましては、現在の気象事業というものは、この相次ぐ災害に対して内容を充実し、少しでも世間の役に立つというふうな気象事業にもっていただくことがたくさんございまして、ために、このような莫大な経費と研究を要するものがおくれおたというところは、はなはだ申しわけないのでございまして、私どもとしては、

原則是に原形復旧になっておりますが、漸次改良工事のワケを広げていく、将来は改良工事の原則とする、こういう方向にもっていくというのをわれわれは念願いたしております。また、そういう計画もいたしております。軍事予算関係にしましては、須藤委員の御発言があったことだけは筋に伝達いたしておきます。それから、恒久的な対策、これは非常にむずかしい問題でございますが、戦後十七年経過いたしておりますので、この際抜本的に各方面の施策を総合して、そこで防災対策を研究する段階にまでおこしたいと思います。今回の中央防災会議の設置は、これに一歩前進を示すと私たちは期待いたしております。が、現在建設省を中心に、治山治水十カ年計画、これは相当思い切った計画を現在立案中でございます。漸次御指摘の方向にもっていくと考えております。

最近の災害として目立っておるのは、天龍川の上流に見られるように、電力会社のダムによる常時の災害だと思っております。この間も相模川で六人の人がダムの放水のために流されて死んだというふうな事故が起こっております。ですから、このダムの管理を独占資本にまかせておることによって、地域住民は甚大な被害を受けておる。この問題につきましては、政府はどういうふうにかんがえておられるか、具体的な対策、すなわち規制措置などを考えておられるかどうかというのをはつきりひとつ説明していただきたいと思っております。

〇政府委員(山内一郎君) 大災害がありますと、ダムに放水による被害の激甚、こういうことがよく言われるわけでございます。このダムの放水の点につきましましては、河川堰堤規則によりまして操作規程をきめておるわけでございます。その基本的な考え方は、上流から来る水以上にはダムから出さない、したがって、ダムがないときと同じような状態で放流の原則をきめておる、こういうわけでございます。したがって、異常な豪雨がございました場合には、下流におきまして気がつかないのに上流がどんどん豪雨がありまして、その場合にやはりその操作規程によって放流する場合に相当な量が放流される。ただし上流からの水以上には出さないのことでございまして、そういう点についてはやはり放流の通報といいますが、放流をする場合にいつどのくらいに下流でどういうことになるか、こういう通報の義務もあるわけでございます。そういう点を十分注意して指導しているわけでございますが、なお足りない点がございますので、今後さらに徹底してそういう通報の方法等について指導して参りたいと思っております。

〇須藤五郎君 具体的にいうならば、この間の六人の死亡したようなあの責任は一体どこがとるのか、どこが賠償するのかという問題が起こってくると思っております。これは電力会社の放水によって起こった事件だから、その責任はすべて電力会社が持つのですか、どうですか。

〇政府委員(藤田義光君) 第一問は、これは私の所管外のことに関連いたしておりますが、須藤委員の御指摘の原形復旧ではだめだ、改良工事中心にすべきだという御意見には全く賛成でございます。国の財政と地方公共団体の財政の力がつくにつれて、現在、

〇須藤五郎君 明年度予算ですね、こういう方面の予算についてどのくらい腹の膨れもりをしているのか、どうですか。

〇政府委員(藤田義光君) その点に關しましては、現在関係各省事務当局で立案中でございます。もうしばらくしますと案が漸次固まってくると思っておりますが、ただ、新聞の一部に、原案ができて自民党の政調会に報告したというふうな記事もございまして、まだ案は固まっておきません。したがって、ここで正確な御答弁をする段階ではないと御了承願いたいと思っております。

〇須藤五郎君 抜本的対策を立てるためには金がかかるのだというところは、これは、その金はどこから捻出するかというところ、どうも膨大な軍事予算を削減する以外に金の捻出場所はないと思っております。また、これが一番正しいことじゃないかと私たちは思います。その点大いに次官ひとつ努力してもらいたいということ、来年の予算編成にあたっては、こういう法案も出しておることですから、やはり大幅増額の予算を立てて当たってもらいたいというのを要望して、今予算を聞いていただくことは困難だろうと思っております。

〇須藤五郎君 河川は県知事の管理下にあると思うのですがね。ところが、

〇政府委員(藤田義光君) 第一問は、これは私の所管外のことに関連いたしておりますが、須藤委員の御指摘の原形復旧ではだめだ、改良工事中心にすべきだという御意見には全く賛成でございます。国の財政と地方公共団体の財政の力がつくにつれて、現在、

〇須藤五郎君 明年度予算ですね、こういう方面の予算についてどのくらい腹の膨れもりをしているのか、どうですか。

〇政府委員(藤田義光君) その点に關しましては、現在関係各省事務当局で立案中でございます。もうしばらくしますと案が漸次固まってくると思っておりますが、ただ、新聞の一部に、原案ができて自民党の政調会に報告したというふうな記事もございまして、まだ案は固まっておきません。したがって、ここで正確な御答弁をする段階ではないと御了承願いたいと思っております。

〇須藤五郎君 抜本的対策を立てるためには金がかかるのだというところは、これは、その金はどこから捻出するかというところ、どうも膨大な軍事予算を削減する以外に金の捻出場所はないと思っております。また、これが一番正しいことじゃないかと私たちは思います。その点大いに次官ひとつ努力してもらいたいということ、来年の予算編成にあたっては、こういう法案も出しておることですから、やはり大幅増額の予算を立てて当たってもらいたいというのを要望して、今予算を聞いていただくことは困難だろうと思っております。

〇須藤五郎君 河川は県知事の管理下にあると思うのですがね。ところが、

ああいことが一方的にダムの管理者によって、発電会社の一方的な行為によって、ああい事件が起こったというところについては、私はやはり発電会社は全責任ではないだろうかと思うのです。ところが、それを監督してある側にもやはり責任があると思うので、この際ああいことが再び起こらないように、はっきり責任の所在を明らかにして、そして一独占資本にああいう管理をまかしておいていかどうかという点を、もっと政府として僕は研究しなきゃいけないんじゃないかと思うのです。まだ責任の所在は明らかにならないのですか。

○政府委員(山内一朗君) 現在調査の段階でございますが、相模川のダムは県営の水道とそれから灌漑用水、それから発電に使っておりまして、今県営ダム、こういうことでございます。今後十分調査をやりまして責任の所在を明らかにするつもりでございます。

○鈴木一弘君 関連して。ダムのことで、フランスでこの前アーチダムが決壊して相当大きい事故を起こしたわけですが、日本でもかなりアーチダムができていて、先ほど人災であるから、激甚に指定できないという話でしたが、決壊はあのようなアーチダムがいつ起きるかかわらない、これではいつ起きるかかわらない、かなりの被害の出る場合も相当出るだろう、そういう場合の考え方をちょっと聞いておきたい。

○政府委員(山内一朗君) 最近ダムの一つの形式としてアーチダムを方々で作っておりますが、日本は地震が非常に多いので、地震の点を十分考慮して指導しておるわけでございます。

ます。したがって、ダムが決壊するとうようなことではないと思います。しかし、今後もしそういうことが起きたと仮定したような場合には、やはり異常な天然現象によるものであるか、あるいは設計が悪かったかどうか、あるいはそういう点も十分検討いたしまして、これが災害の対象になるかどうか、そういうことが問題になってくると思います。具体的に起きた場合は、十分調査してそういう点を検討して参りたい、そのように思います。

○須藤五郎君 次に、お伺いしたいのは、地盤沈下の問題です。伊勢湾台風並みの台風が、もしも東京を襲うとしたら、死者の数は、五万人を出さざるを得ない、これは専門家が警告しているわけですが、これは八月二十日の読売新聞の座談会で専門家がそういう意見を述べておられますね、独占資本が勝手にボーリングを立てて地下水を汲み上げる、そのために地盤がますます沈下して大都市住民がこのような被害をこう受ける、このような事態を政府は、いつまでもほっておくつもりであるかどうか。わが党は、政府は直ちにこれに対する抜本的な対策を立てることを要求するわけですが、政府はこの地盤沈下に対してどう考えているか、それを明確に答えていただきたいと思ひます。

○政府委員(山内一朗君) 建設省の所管が今の問題は全部ではございませんが、一応関係したところだけを申し上げますと、地盤沈下は地下水の過剰汲み上げということが研究の段階でありますし、今度百パーセントまではいきませんが、百に近いこういう結果が出ております。その対策でございますが、やはり汲み上げを規制するという法律も通産省の関係でもできておりますが、それにその規制をするにはやはり地下水にかかわる工業用水、これを作らなければならないと思います。これを通産省の関係でたいていやっておられますが、この対策は早急に今着手実行中でございます。あと一、二年で大部分は地下水の代替用水ができると、こういうふうに見ております。したがって、多少おくれるかもしれませんが、そういうような措置を現在やっております。

○須藤五郎君 これは大阪でこの問題になりまして、地下水を汲み上げることを規制しようという法律ができたのは知っているわけですが、しかし、あの程度の法律でこれが全然防げるかどうかという点に私は疑問を持っております。絶対地下水を使わないという法律にこれを縛りつけておかないと、やはり地下水を汲んだほうが安くつく、工業用水を買ったほうがつくというので、なかなか大資本家は工業用水を使おうとしないだろう、この点政府はどういうような見通しを立てておられるのですか。

○政府委員(山内一朗君) そういう点になりますと、私のほうの所管外になりますので、お答えはしかねます。

○須藤五郎君 所管が通産省ですか、通産省関係の方は来ておられないのですか。

○説明員(宮崎仁君) 通産省からお答え願うべき問題でございますが、予算関係でタッチしております範囲でお答えいたしますと、建設省のほうからお

話がございますように、御指摘の江東地区につきましては、三十一年ごろから調査にかかりまして、沈下の状況並びにこの地区における地下水のくみ上げ状況等について詳細な調査を行なった次第でございますが、その結果によりまして、一つは当面の緊急対策としての堤防の補強並びに築造の事業をやるということで、東京湾恒久高潮対策事業という名称のもとに、建設省及び運輸省の所管によりまして高潮対策の事業を実施いたしております。この事業は、相当の進捗を見せておる次第でございます。一、三十二年から始めました当初の計画は、あと一、二年で完成するという段階に来ております。

それから御指摘の地下水のくみ上げに対する対策といたしましては、根本的には江東地区におきましては、根本的にいうものを非常に大幅に減少するという必要があるかと思うのであります。まずとりあえず着手する問題として、三河島下水処理場における下水の浄化用水を転換するという計画が実現いたしました。これが昨年度から工事にかかっておりまして、工業用水事業としての国庫補助が行なわれております。

なお、今後の問題といたしましては、江戸川並びに中川方面から工業用水を送ったかどうかという計画もすでにいろいろ調査が行なわれております。さらには利根川水系からの工業用水の取得という問題につきましても、水資源開発の一環といたしまして、今年度から水資源開発公団も発足をして

おりますので、その事業を進めるということになっております。

なお、これ以外に地下水のくみ上げといたしましては、ビル用水等のくみ上げも相当の量に達するわけでございますが、これにつきましても、前同会におきまして規制の措置も法律ができてまして、今後そういう方針によって実施していくことになるかと考えております。

○須藤五郎君 地下水の問題は、徹底した政策を立てないと、工業用水が間に合わないから地下水を使っていくのだというふうな、そういうのんきなものの考え方をしておったのでは、地盤沈下がどんどんどんどん今日沈んでおりますから、結局独占資本が地下水を使うことによって安い地下水を使っている。金をもうけていく。そして地盤が沈下して、不細工な堤防を作つて、都市として見た場合にずいぶん体裁の悪い都市になっていくというふうな悪循環が起りますから、これは多少思ひきつて地下水を使わせないということと同時に、工業用水を一日も早く確保するということを決意をもつて当たらなければならない、問題はなかなか解決しないだろうと思ひます。

第二の問題は、所得倍増計画によりまして拡大される工場敷地は、各府県による工場誘致の分を入ると、今日計算すると約五億坪にもなると言われておるわけですが、ところが、これらの工場用地に必要な道路港湾などは全部を国が作るわけではないのです。大部分が地方自治体の負担となつておるわけですが、ところが、こうして地方自治体が地域住民の負担で工業地帯の造成

わけでございますけれども、金融がかなり逼迫をして参つてきておりますので、その資金があてにできなくなつてきておる。こういうことが千葉県その他において相当見受けられて参つてきておるようでございます。しかし、すでに完成しておる土地を引き渡したにもかかわらず、まだ土地代を支払わない、こういう例はまずないのではなからうか、こう思つておるわけでございます。なるべくは工場が来るのが確定して、当該団体が土地を作つたけれども工場が来てくれない、こういうような事態を避けようと思つたために、

思います。すでに土地を売り渡しているのに金を渡さないとしようというのは、まず例外的なことじゃなかろうかと、こう思います。

○須藤五郎君　その払うべき金を払わないという状態が起つておるといふことは、あなたも認めるわけでしよう。要するに、約束して、払ってもらえるということを前提として自治体が埋め立てをする、ところが払ってもらえない、そうしたらその払ってもらえない金はどこが負担をするか、自治体が負担をする以外に道がない、でしよう。自治体財政を脅かすという結果に

景気調整にともなう極度の金詰まりから、進出公社の予納金支払いがおくれ、滞納額は同県の県税収入に見合う約五十億円に達している。このため同県は三井、三菱、三和、富士、地元銀行など二十三行からの協調融資、縁故債、千葉製鋼発公社の肩代わりなどによって立て替え払いをしているが、云々と、こういうようなことになっているんです。

○政府委員(奥野誠亮君) 若干その記事が正確を欠いているんじゃないかと思えます。今お読みになりましたことにも縁故資金とこういうようなこと

けでございませう。同時にまた、資金が政府資金ばかりに求められませんか、縁故の資金その他の資金を使うわけにございませう。その利息分をこの造成費の中にぶち込むわけにございませう、実際に買った金で買つてもらう、こういう約束をしているわけにございませう。その場合にでも、約束をしておきながら土地を買つてくれない場合には困るわけにございませうけれど、なるべく来るであろう会社に資金を持つてもらう。同時に、買つてもいい場合があります、単に元本ばかりじゃございませんで、利息も加えた額で最後の一き取り面各二とする、こういう

資金、来るであろう工場に資金を出してもらう、そういうことで指導して参つておるわけでございます。そういう部分が、今の金融逼迫からかなり計画くずれになってきておる、そのために千葉その他においてはかなり困ったことで、できる限りその資金を政府資金その他で持つてもらいたいという意見が相当出てきて参つておるわけでございます。

○政府委員(奥野誠亮君) 今私が申し上げましたように、資金繰りの問題もござります。会社がその資金を出してくれると思っておったけれども、会社のはうが金詰まりで資金を出せない。そこで地方団体のほうでは政府資金で持ってもらいたい、こういう話が出て参りました、あるいは銀行資金に仰いだりする等で、いろいろ苦慮してお

か出ておりましたか。實態に基か
し上げていようなことでございま
す。

○須藤五郎君　独占資本のこのようにな
めちやくち々な投資計画によってその
犠牲がすべて地域住民にしろ寄せされ
ることは、これは許すことができない
と思うんです。そういうふうにしたち
は考えるわけです。こんなことでは災
害が起こっても地方自治体が災害を復
旧する財政能力がなくなつてしまふと

御の引き取り、仙仙にすることを、約束をして参つておるわけでございませう。そういうことで、企業資本のために住民に負担が転嫁されるということのないように指導をして参つてきております。今後ともそういう気持で指導していきたいと思ひます。

○吉田忠三郎君　たいへん時間がなくなりまして、与えられた時間が十分程度ですから、簡潔に質問なり意見を申し述べてみたいと思ひます。

○須藤五郎君　しかし、新聞によりますと、もうすでに金を入れた……、それじゃ買うてもらうという約束で地方自治体が金を注ぎ込んでそれを埋め立てをしたところ、その金が払ってもないという状態が起っているでしょう。

○政府委員(奥野誠亮君)　今おあげになりましたような事例が皆無だと申し上げるわけじゃございませんけれども、多くのものは私が申し上げたように、

るわけでございます。全国でそういうような宅地造成を計画をしておりますのはたしか二百億円内外じゃなかったかと思ひます。その中で縁故の資金を予定しておりますのが、百億円内外でございます。

○須藤五郎君　ちよつとあなたの言うのがこの新聞記事とは違つてゐるのですかね。千葉原は千葉市南部の五井市原地区に続いて、今春から隣接地五井・姉崎へ何々々々すね、「埋め立て

私に考へる。だから、地方財政を守る建前から、こういうことは許してはいけないんじゃないですか。それに對してどういう対策をあんたたちは考へていますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 先ほどもちよつと触れたわけでございませうけれども、土地を作った、それだけでその土地が生きて使えるわけじゃございませんで、護岸を整備いたしましたり、道路を作ったりしなきゃならないわけでございます。それらの費用を土也

本法は、今までの三十四年災並に三十六年災の天災の経験から基づいて、その不備なり不足を補つて、國庫の安寧福祉に寄与する、こういうことが根本の理念になっているんじゃないかと、こう思ふんです。そういう立場で全般の法律をながめてみ、さらに参考資料を出されておりますから、この資料の中での国庫負担額なりあるいは補助率を見て参りますと、かなり從違の法律から見ますと前進しておるものがあるから、さういふことが出来るわけで、さらにただ

なこととでございます。金額的にも大量に宅地造成をやっておるものですか、相当なものに上っておるだろうと

産が進出することになった。ところが

にぶち込んで土地の価格をきめていく、こういう指導をして参っているわ

ままで各それぞれの委員から質問がま
りまして答弁を承っております。

おね認識を新たにし、理解を深めたのでありますけれども、ただ一つだけこの際この法律の中で若干さらに考えなきやならぬ点があるように思ふんです。その一つというのは、今度の災害をたがめてみても、従前もそうであつたと思ひますけれども、非常に個人災害が多いんです。ですから、個人災害なりあるいは被害に對しても財政的な補助なり援助なり助成という特例がないように思ふけれども、この点について総理府の副長官です、どう考へておるかというのを伺いたい。

○政府委員(古屋亨君) 今もし私聞き間違ひましたら、ひとつお許し願ひたいと思ひます。純個人的なものは入っていないように私は考へております。そういう御質問ではなかつたでございましょうか。

○吉田忠三郎君 ここに入っていないでしよう。

○政府委員(古屋亨君) はい。

○吉田忠三郎君 ですから、こういうものに対して特例を考へられないかどうかです。

○政府委員(古屋亨君) 第五章の關係で若干入つてゐるのがございします。

○吉田忠三郎君 ほんの部分的なものですね、生活保護法の關係とか。

○政府委員(古屋亨君) はい。

○吉田忠三郎君 そうでなくて、もうちょっと端的に言つと、個人災害というのは被害ですがね。現実に家屋が流失してしまふ、あるいは自分の持つてゐる水稲、水稲などは共済制度がありまふから、ある程度補償されまふがね。田畑などというものは、全く今のところないわけでしょう。こういった個人財産といふものは、こういうもの

に對する大きな被害をこうつたような場合の補償なり財政援助なりあるいは助成というものは、どう考へておりますか。

○説明員(高柳忠夫君) 個人災害にもいろいろございします。御質問の趣旨を大きく分けて、農家のような場合に、田畑の被害を受けた、その田畑に對して国の援助の措置があるかないか、また、農家でない、一般の商店とか勤労者のような場合に、自分の持ち家を壊したとか、または持ち物を滅失した、そういう場合に援助の措置があるかないか、こんな大きく分けて二つにならうかと思ひます。その際に、前者の農地の場合には、この激甚災にもありますように、市町村がかわつてその農地、農業用施設の復旧をしてやつた場合には、国からその起債の元利償還の規定がございします。一般の勤労者等の個人災害に對して国から見舞金等の措置、そういうものはございしません。ただ、世帯更生資金または母子福祉貸付金、災害救助法に基づくところの災害の生業資金、こういったふうな制度として貸付金の制度はございします。また、この本法にもございします。中小企業のような場合には、それぞれの公庫、金庫から融資の道があるわけがございします。ただ、一般的に被災者に国から出展金なり見舞金なり、こういったふうな措置は考へられないかというふうな御意見かと思ひまふが、この点につきましては、従来から政府として、過般の国会でも總理からお答えいたしておるわけがございします。災害はもちろん当事者にとつてはお氣の毒でございします。国全般の公平の原則、または、そういう措置をとることにするの莫大なる財政負担等を考慮して、そこまで被災者個人に對する見舞金等の措置は現段階では行き過ぎではないか、こう考へて、今回の法案にも取り上げておらない次第でございします。

○吉田忠三郎君 今の答弁で非常に私は特にそのことを強く感ずるんですけどもね。この法律全体でいくと、公共災害についてはかなり高い率で救済されるようになってゐる。御承知のとおりなんです。でもまあ今の答弁でいくと、見舞金制度なんというものは、こんなことでなくてね、法律で個人の災害なり被害というものは、それぞれ制度はあります。天災融資の關係であるとかなんととかかんと、ここにありまふ。あるけれどもね、これはあくまでも本人の借り入れた金になるわけですから、いわば借金になるわけでしょう、端的に言つてね。平易な言葉で申し上げまふと、そういうことになりまふ。そこで、現実の問題としては、去年の災害、このことしの場合は、九号の災害、北海道の場合です、災害を受けて一週間を越して第十号台風を受けている。それが累積されて、災害自体の原因にさへなつてゐる。こういうことになりまふと、現状、この一人の農民を例にとつてみましてもね、すでに五十万から百万くらい金の額をそれぞれに措置における借金をしよつてゐるわけですよ。ですから、さなきだにもう生活が疲弊こんぱいしてゐるわけなんです。こういうものですから、こういうものに対して、今度まあまた貸してやるから、立ち上がる資金貸してやるから、やるからいいじゃないか、こ

ういうことでなくて、こういうものに対して、やはり救済をしたり援助とすることが、この法律が適用したらそれで、生業資金貸したらそれでいいじゃないか、こういう理屈になるから、納得のいく、もつとあたたい、大きな、国としての立場からですね、そういう特別の措置がとれないものか。この法律で直ちに考へることはできないとするならば、将来に向かつてそういうことをやはり検討してみべきじゃないかというふうな気が、現実われわれ調査してみても、わかるわけです。それで私はここで副長官にお尋ねしたわけです。どうですか、その点。

○説明員(石田朗君) お答え申し上げます。

若干補足してお話し申し上げたいと思ひますが、ただいま、個人災害に對する手当がないではないかという趣意のお話でございしました。これにつきまして、農業關係につきましては、先ほどもお答えがあつたわけでありまふが、農地等につきましては、田畑にかかわらず、これは国の補助によりまして災害復旧をやつておりますことは御承知のとおりでございまして、激甚災害につきましては、今回の法律でその補助率のかさ上げをしております。それから、今先生からもお話しございしましたように、個人のさらに經營費その他につきましては、たとえば稲であるとか麦であるとか家畜等につきましては、これは共済の手当、それからい

う、これは借金であるから返さねばならぬというお話でございしますけれども、確かにそういう点もあるわけがございしますけれども、これは經營費というものの性質からいたしまして、天災融資法によりまして低利の資金を貸し出してあります。これも今回の激甚災の法律によりまして、その貸付額、限度額を引き上げるといふような措置を講じておるわけがございします。ほか、中小企業等についてもいろいろ措置があるかと思ひますけれども、農業部面につきましては、今までのいろいろ考へられます制度としては、まあできるだけ手を打つて参つたというつもりでございます。もちろんこれで十分というところが言えるかどうか、これは今後とも検討いたさなければならぬと思ひます。私どもも検討を進めておりますけれども、個人災につきましても、農業生産の面、農業經營の面、これらのことを考へまして、農業政策上から必要と思われまふ措置はそういうふうに行つて参るといふことは追加して申し上げておいたらよろしいかと思ひまふ。

○吉田忠三郎君 今総務課長が申されたようなことは承知しておるのですよ、僕はね。問題は、同じ農民で、この畑作の農民などというものは、この災害にあつてやつてすね、一つの例は、馬鈴薯なら馬鈴薯を作つておるもの、あるいは燕麥など同じことです。が、全部流失しちゃつて、それに加えて土砂が全部流されて、畑などと言われるようなものじゃなくて、全く河川の一つの状態になつておる。こういうものについては今何もないでしよう。全然ないとは言へないけれども、ほとんどないと言つていいですね。それで、そういうものについては營農資金とかあるいは天災融資というところでやるということになつておるけれども、それだけじゃもうとてもじゃな

いけれども、勤勞意欲どころか、それは國民の安寧福祉を基本としてなどといったって、ナンセンスな話なんだね。だからそういう面についてやはり、今ここで私は直ちにできないとは思ふけれども、將來に向けてそういうものについてもやはりかなり各省で検討してみても、いつかはやはりそういう実情に即するような特例法というものを作らない限りは、これはやはりいけないのではないかと、こういうような気がしたものですから、この立案者のほうに尋ねをしてゐるわけなんです。副長官どうですか。

○政府委員(古屋亨君)　そういうようないろいろの御事情もございます。関係省において現在までのいろいろの法令の適用におきましてなお措置し得る点があるかどうか、あるいは行政措置等についていかに処置できるかということも十分検討いたしましたので、その意味において私も検討してみたいと思ひます。

○百田忠三郎君　そこで、今までのいろいろ答弁をされてきて、特にこの災害の指定、さらに査定の問題ですけれどもね。この法律ではすべて地方防災会議なりあるいは中央防災会議できめるということなんですね。ですからこの法律をそのままなめてみますると、結果的にはこの災害の激甚災害地を指定するというのではなくして、災害のこの規模の指定、被害の査定をする、それがつまりこの中央防災会議なりあるいは地方防災会議でやる。まあこういうことになっておるようになりかざるわけですね。

そこで、私はこの法律がかりに成立したとしても、これを具体的に執行していく点においては、かなりその会議でそれぞれ指定してみたり、あるいは政令で指定するわけですから、あるまじい問題ですね。たとえば補助率の問題なんかもそういうことになるわけですから、要はですね、この成立後の法の運用と私は適用にかかわるのじゃないか、その実を上げるにはですね。こう思ひますので、ぜひ、この法を具体的に審議、審査するのは地方行政委員会の方でやることにならうから、私は追って私どものほうの災害特別委員会の方々ともお諮りしてですね、意見は意見として出しませうけれども、この際は、たとえばこの率の問題にしてもですね、この地方負担額の点ですが、市町村の負担等の問題についてもゼロから五%と、こういうふうにまあなつてゐるわけですが、こういう場合はおおよそこの五%とあるいは道のほうの関係、都道府県のほうの関係ですね、こういう場合はゼロから一%と、こういうふうになつておりましたね。ですからこれは本法三条の指定の規定からいへば標準額だといふふうに思ひますけれども、こういう点についてもですね、都道府県の場合はおおよそ一五%くらいから二〇%になると、こういうふうにして緩和をするような私は努力をしていただきたいといふふうに思ふのです。

それからもう一つは、さらにせうかくこれだけの今までの体験、経験を生かして法律を作り上げるわけですから、したがって、この従前の地方の財政収入基準額の百分の九十といふやつを百分の百といふようなことがなされないかどうかですね、こういう点についても地方行政委員会の方として

は、もっと私は議論していただきたいものだといふふうに実は希望を持てゐるわけですね。とりわけこの査定の段階に入つたならばできるだけ、御承知のように、地方の市町村、自治団体といふものは、私も地方の行政制度を若干預かつてきた者として申し上げるわけですが、きわめて財政が逼迫をしております。ですから、そういう中におけるこの法の適用ですから、できるだけ弱小の地方公共団体の財政負担を軽減していくという精神でこの本法をできるだけ生かしていただきたいものだ、こういうことが一つ、これもまた希望として申し上げておきたいといふふうに思ふのです。

さらにその他いろいろございませうけれども、いずれは地方行政委員会が審議、精査され、そうしてまた、議論をするわけですから、そういうところに私どものほうとしてもさいせん申し上げたように、いろいろ御相談申し上げて意見を申すことをこの機会に申し上げます。私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(石谷憲男君)　他に御質疑はございせんか。——他に御質疑もないようでございますので、本連合審査会はこれをもって終了することにいたします。と存じますが、さよう決定することに御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(石谷憲男君)　御異議ないことを認めます。

それでは、これをもって散会いたします。

午後五時十二分散会

昭和三十七年九月十日印刷

昭和三十七年九月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局